

様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

2025年4月15日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

議員氏名 伊豆丸 精二

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和 6 年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 ・ 研 究 費	623,225	623,225	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	217,905	217,905	
広 報 ・ 広 聴 費	1,103,500	1,103,500	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,281,183	1,281,183	
支 出 合 計	3,225,813	3,225,813	

様式第14号（第7条関係）

令和6年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】		
ガソリン代	4/1-3/31	市政に関する事項の調査研究時に使用した車のガソリン代として支出した。
群馬県太田市への視察	4/17	群馬県太田市『太田市美術館・図書館』について調査したもの。
北海道教育委員会・北海道日高町への視察	6/24-6/25	北海道高等学校遠隔授業配信センター『T-base』及び北海道日高町『飛び地での合併』について調査したもの。
青森県つがる市・弘前市への視察	7/4-7/5	青森県つがる市『つがる市立図書館』及び青森県弘前市『弘前れんが倉庫美術館』について調査したもの。
大分県日田市トーヨーマクロ合同会社・大分市への視察	7/8-7/9	大分県日田市トーヨーマクロ合同会社『亜臨界処理装置』及び大分県大分市『中心市街地活性化』について調査したもの。
山形県天童市・東根市・青森県十和田市への視察	10/9-10/11	山形県天童市『自由進度学習』、山形県東根市『まなびあテラス』、青森県十和田市『十和田市現代美術館』について調査したもの。
【資料購入費】		
新聞の購読・書籍の購入	4/1-3/31	市政に関する情報収集を行うため、新聞購読及び書籍の購入を行った。
【広報・広聴費】		
議会レポートの発	4/10-3/26	議会活動を市民へ広報するため、議会レポー

行・配布・郵送		トを議会終了後、計2回配布した。(一部議会レポートのみ令和7年度に配布実施) 発行部数は56,600~57,500部で、配布方法はポスティング、郵送、駅頭での手配りを用いた。
名刺作成・印刷代	3/26	議員としての政務活動・政党活動で使用する名刺の作成・印刷代として支出した。
駅頭での市政報告で 使用した駐車場代	4/13-3/19	堺市政に関する報告を駅頭で実施した際に使用した駐車場代として支出した。
【事務・事務所費】 事務所の賃借	4/1-3/31	市政相談及び市政に関する調査研究を行うため、堺市南区豊田において事務所を借り上げた。
備品の購入	7/12-3/27	市役所控室・市政事務所で使用する備品(i-pad・キーボード・クリアファイル・消しボン・テープのり・付箋・ボールペン等)を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 4. 10		810,000		810,000	政務活動費4～6月分受入		
R6. 4. 10	4-1		188,430	621,570	議会レポートポスティング代	⑦	
R6. 4. 12	4-2		78,136	543,434	事務所5月分賃料	⑨	
R6. 4. 16	4-3		230	543,204	電車代	①	
R6. 4. 16	4-4		1,050	542,154	電車代	①	
R6. 4. 16	4-5		1,000	541,154	電車代	①	
R6. 4. 17	4-6		3,200	537,954	駐車場代	①	
R6. 4. 22	4-7		3,297	534,657	事務所電気代	⑨	
R6. 4. 22	4-8		2,588	532,069	携帯電話代	⑨	
R6. 4. 22	4-9		3,763	528,306	新聞購読代	⑥	
R6. 4. 22	4-10		4,875	523,431	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 4. 22	4-11		3,911	519,520	ガソリン代	①	
R6. 4. 22	4-12		1,980	517,540	書籍購入代	⑥	
R6. 4. 23	4-13		160	517,380	駐車場代	⑦	
R6. 4. 24	4-14		440	516,940	駐車場代	⑦	
R6. 4. 25	4-15		160	516,780	駐車場代	⑦	
月 計		810,000	293,220				
累 計		810,000	293,220	516,780			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6.5.9	5-1		78,136	438,644	事務所6月分賃料	⑨	
R6.5.21	5-2		3,192	435,452	事務所電気代	⑨	
R6.5.21	5-3		2,580	432,872	携帯電話代	⑨	
R6.5.21	5-4		3,763	429,109	新聞購読代	⑥	
R6.5.21	5-5		4,605	424,504	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6.5.21	5-6		3,263	421,241	ガソリン代	①	
R6.5.21	5-7		4,018	417,223	ガソリン代	①	
R6.5.21	5-8		13,860	403,363	宿泊代	①	
R6.5.21	5-9		3,770	399,593	視察土産代	①	
R6.5.21	5-10		19,390	380,203	新幹線代	①	
R6.5.21	5-11		2,050	378,153	電車代	①	
R6.5.21	5-12		19,390	358,763	新幹線代	①	
R6.5.21	5-13		78,621	280,142	議会レポート郵送代	⑦	
R6.5.23	5-14		160	279,982	駐車場代	⑦	
月 計			236,798				
果 計		810,000	530,018	279,982			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その他
R6.6.4	6-1		78,136	201,846	事務所7月分賃料	⑨	
R6.6.21	6-2		3,275	198,571	事務所電気代	⑨	
R6.6.21	6-3		2,567	196,004	携帯電話代	⑨	
R6.6.21	6-4		3,763	192,241	新聞購読代	⑥	
R6.6.21	6-5		4,592	187,649	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6.6.21	6-6		3,822	183,827	ガソリン代	①	
R6.6.21	6-7		840	182,987	高速代	①	
R6.6.21	6-8		800	182,187	高速代	①	
月 計			97,795				
累 計		810,000	627,813	182,187			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 7. 1	7-1		78,136	104,051	事務所8月分賃料	⑨	
R6. 7. 5	7-2		220	103,831	有料道路通行代	①	
R6. 7. 10		810,000		913,831	政務活動費7～9月分受入		
R6. 7. 12	7-3		125,032	788,799	ipad・キーボード等購入代	⑨	
R6. 7. 22	7-4		3,339	785,460	事務所電気代	⑨	
R6. 7. 22	7-5		2,564	782,896	携帯電話代	⑨	
R6. 7. 22	7-6		3,763	779,133	新聞購読代	⑥	
R6. 7. 22	7-7		4,678	774,555	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 7. 22	7-8		3,722	770,833	ガソリン代	①	
R6. 7. 22	7-9		4,752	766,081	行政視察時謝礼品代	①	
R6. 7. 22	7-10		26,660	739,421	航空券代	①	
R6. 7. 22	7-11		12,000	727,421	宿泊代	①	
R6. 7. 22	7-12		1,500	725,921	駐車場代	①	
R6. 7. 22	7-13		11,000	714,921	宿泊代	①	
R6. 7. 22	7-14		300	714,621	駐車場代	①	
R6. 7. 22	7-15		2,824	711,797	ガソリン代	①	
R6. 7. 22	7-16		31,900	679,897	レンタカー代	①	
R6. 7. 22	7-17		4,800	675,097	駐車場代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 7. 22	7-18		46,242	628,855	航空券代	①	
R6. 7. 22	7-19		6,120	622,735	行政視察時謝礼品代	①	
R6. 7. 22	7-20		11,500	611,235	宿泊代	①	
R6. 7. 22	7-21		23,320	587,915	レンタカー代	①	
R6. 7. 22	7-22		25,980	561,935	航空券代	①	
R6. 7. 23	7-23		160	561,775	駐車場代	⑦	
月 計		810,000	430,412				
果 計		1,620,000	1,058,225	561,775			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6.8.1	8-1		78,136	483,639	事務所9月分賃料	⑨	
R6.8.21	8-2		3,315	480,324	事務所電気代	⑨	
R6.8.21	8-3		2,585	477,739	携帯電話代	⑨	
R6.8.21	8-4		3,763	473,976	新聞購読代	⑥	
R6.8.21	8-5		4,817	469,159	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6.8.21	8-6		3,862	465,297	ガソリン代	①	
R6.8.21	8-7		3,984	461,313	ガソリン代	①	
R6.8.21	8-8		3,265	458,048	事務所備品購入代	⑨	
R6.8.21	8-9		5,280	452,768	書籍購入代	⑥	
R6.8.21	8-10		1,230	451,538	高速代	①	
R6.8.21	8-11		500	451,038	駐車場代	①	
R6.8.21	8-12		1,500	449,538	行政視察入館料	①	
R6.8.21	8-13		1,739	447,799	ガソリン代	①	
R6.8.21	8-14		3,870	443,929	駐車場代	①	
R6.8.21	8-15		1,230	442,699	高速代	①	
R6.8.21	8-16		2,033	440,666	行政視察時謝礼品代	①	
R6.8.21	8-17		370	440,296	高速代	①	
R6.8.21	8-18		333	439,963	駐車場代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その 他
R6. 8. 21	8-19		1,290	438,673	駐車場代	①	
R6. 8. 21	8-20		370	438,303	高速代	①	
R6. 8. 21	8-21		12,950	425,353	宿泊代	①	
R6. 8. 27	8-22		7,800	417,553	レンタカー代	①	
R6. 8. 27	8-23		823	416,730	高速代	①	
R6. 8. 27	8-24		756	415,974	高速代	①	
R6. 8. 27	8-25		210	415,764	高速代	①	
R6. 8. 27	8-26		1,504	414,260	ガソリン代	①	
月 計			147,515				
果 計		1,620,000	1,205,740	414,260			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R6. 9. 11	9-1		78,136	336,124	事務所10月分賃料	⑨	
R6. 9. 24	9-2		3,524	332,600	事務所電気代	⑨	
R6. 9. 24	9-3		2,564	330,036	携帯電話代	⑨	
R6. 9. 24	9-4		3,763	326,273	新聞購読代	⑥	
R6. 9. 24	9-5		4,606	321,667	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 9. 24	9-6		3,967	317,700	ガソリン代	①	
R6. 9. 24	9-7		3,652	314,048	ガソリン代	①	
R6. 9. 24	9-8		160	313,888	駐車場代	⑦	
月 計			100,372				
累 計		1,620,000	1,306,112	313,888			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R6. 10. 7	10-1		78,136	235,752	事務所 1 1 月分賃料	⑨	
R6. 10. 10		810,000		1,045,752	政務活動費 1 0 ～ 1 2 月分受入		
R6. 10. 10	10-2		220	1,045,532	高速代	①	
R6. 10. 11	10-3		1,800	1,043,732	入館料	①	
R6. 10. 11	10-4		220	1,043,512	有料道路通行代	①	
R6. 10. 21	10-5		4,166	1,039,346	事務所電気代	⑨	
R6. 10. 21	10-6		2,564	1,036,782	携帯電話代	⑨	
R6. 10. 21	10-7		3,763	1,033,019	新聞購読代	⑥	
R6. 10. 21	10-8		4,578	1,028,441	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 10. 21	10-9		3,897	1,024,544	ガソリン代	①	
R6. 10. 21	10-10		3,830	1,020,714	ガソリン代	①	
月 計		810,000	103,174				
累 計		2,430,000	1,409,286	1,020,714			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 11. 7	11-1		78,136	942,578	事務所12月分賃料	⑨	
R6. 11. 15	11-2		2,992	939,586	事務所駐車場代	⑨	
R6. 11. 21	11-3		160	939,426	駐車場代	⑦	
R6. 11. 21	11-4		3,551	935,875	事務所電気代	⑨	
R6. 11. 21	11-5		2,559	933,316	携帯電話代	⑨	
R6. 11. 21	11-6		3,763	929,553	新聞購読代	⑥	
R6. 11. 21	11-7		4,634	924,919	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 11. 21	11-8		3,953	920,966	ガソリン代	①	
R6. 11. 21	11-9		4,016	916,950	ガソリン代	①	
R6. 11. 21	11-10		65,864	851,086	書籍購入代	⑥	
R6. 11. 21	11-11		13,500	837,586	行政視察時謝礼品代	①	
R6. 11. 21	11-12		1,230	836,356	高速代	①	
R6. 11. 21	11-13		38,070	798,286	航空券代	①	
R6. 11. 21	11-14		13,500	784,786	宿泊代	①	
R6. 11. 21	11-15		13,800	770,986	宿泊代	①	
R6. 11. 21	11-16		8,650	762,336	高速代	①	
R6. 11. 21	11-17		7,600	754,736	宿泊代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 11. 21	11-18		2,000	752,736	ガソリン代	①	
R6. 11. 21	11-19		2,214	750,522	ガソリン代	①	
R6. 11. 21	11-20		71,676	678,846	レンタカー代	①	
R6. 11. 21	11-21		39,060	639,786	航空券代	①	
R6. 11. 21	11-22		7,110	632,676	駐車場代	①	
R6. 11. 21	11-23		1,230	631,446	高速代	①	
月 計			389,268				
累 計		2,430,000	1,798,554	631,446			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 12. 3	12-1		88,696	542,750	事務所1月分賃料	⑨	
R6. 12. 23	12-2		3,584	539,166	事務所電気代	⑨	
R6. 12. 23	12-3		2,578	536,588	携帯電話代	⑨	
R6. 12. 23	12-4		3,763	532,825	新聞購読代	⑥	
R6. 12. 23	12-5		4,606	528,219	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 12. 23	12-6		3,831	524,388	ガソリン代	①	
R6. 12. 23	12-7		3,822	520,566	ガソリン代	①	
R6. 12. 23	12-8		3,331	517,235	備品購入代	⑨	
月 計			114,211				
累 計		2,430,000	1,912,765	517,235			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.1.9	1-1		160	517,075	駐車場代	⑦	
R7.1.10		810,000		1,327,075	政務活動費1～3月分受入		
R7.1.10	1-2		83,416	1,243,659	事務所2月分賃料	⑨	
R7.1.10	1-3		274,219	969,440	議会レポート印刷代	⑦	
R7.1.14	1-4		160	969,280	駐車場代	⑦	
R7.1.21	1-5		3,724	965,556	事務所電気代	⑨	
R7.1.21	1-6		2,583	962,973	携帯電話代	⑨	
R7.1.21	1-7		3,763	959,210	新聞購読代	⑥	
R7.1.21	1-8		4,634	954,576	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.1.21	1-9		3,696	950,880	ガソリン代	①	
R7.1.21	1-10		808	950,072	備品購入代	⑨	
R7.1.22	1-11		440	949,632	駐車場代	⑦	
月 計		810,000	377,603				
累 計		3,240,000	2,290,368	949,632			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.2.4	2-1		83,416	866,216	事務所3月分賃料	⑨	
R7.2.4	2-2		188,375	677,841	議会レポートポスティング代	⑦	
R7.2.21	2-3		89,375	588,466	議会レポートポスティング代	⑦	
R7.2.21	2-4		3,659	584,807	事務所電気代	⑨	
R7.2.21	2-5		2,572	582,235	携帯電話代	⑨	
R7.2.21	2-6		4,620	577,615	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.2.21	2-7		4,182	573,433	ガソリン代	①	
R7.2.21	2-8		4,265	569,168	ガソリン代	①	
R7.2.21	2-9		34,121	535,047	事務所備品代	⑨	
R7.2.22	2-10		264	534,783	駐車場代	⑦	
月 計			414,849				
累 計		3,240,000	2,705,217	534,783			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.3.4	3-1		83,416	451,367	事務所4月分賃料	⑨	
R7.3.19	3-2		440	450,927	駐車場代	⑦	
R7.3.21	3-3		4,144	446,783	事務所電気代	⑨	
R7.3.21	3-4		2,564	444,219	携帯電話代	⑨	
R7.3.21	3-5		4,592	439,627	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.3.21	3-6		4,156	435,471	ガソリン代	①	
R7.3.21	3-7		4,142	431,329	ガソリン代	①	
R7.3.21	3-8		3,868	427,461	ガソリン代	①	
R7.3.21	3-9		62,282	365,179	書籍購入代	⑥	
R7.3.26	3-10		278,575	86,604	議会レポート印刷代	⑦	
R7.3.26	3-11		3,041	83,563	名刺作成・印刷代	⑦	
R7.3.26	3-12		8,406	75,157	事務所備品代	⑨	
R7.3.26	3-13		6,280	68,877	ガソリン代	①	
R7.3.27	3-14		9,821	59,056	事務所備品代	⑨	
R7.3.28	3-15		44,869	14,187	書籍購入代	⑥	
月 計			520,596				
累 計		3,240,000	3,225,813	14,187			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

管理責任者 (議員名)	伊豆丸 精二		
事務所名	堺市議会議員伊豆丸精二事務所		
所在地	〒590-0106 堺市南区豊田1224-1 泉北サンシャインビル202 TEL 072 (289) 5858		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社豊翔)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	36.37 m ²	賃借料	月額 91,070 円 (政務活動費充当額 72,856 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■ 使用面積による 使用面積 29.096 m ² /延べ面積 (m ²) □ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	■ 電気代・・・ 80 % ■ 水道代・・・ 80 % □ ガス代・・・ % ■ 固定電話代・・・ 80 % ■ その他 (共用廊下部分共益費・事務所備品代、携帯電話代、プリンターインク代・事務所電話代・インターネット接続代)・・・ 80 %	
	駐車場 賃借料	80%	月額 6,600 円 (政務活動費充当額 5,280 円)
		【所在地】 堺市南区豊田1225-7	
所有区分	□ 生計を一にしない親族 ■ 第三者 □ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

管理責任者 (議員名)	伊豆丸 精二		
事務所名	堺市議会議員伊豆丸精二事務所		
所在地	〒590-0106 堺市南区豊田1224-1 泉北サンシャインビル202 TEL 072 (289) 5858		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社豊翔)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	36.37 m ²	賃借料	月額 91,070 円 (政務活動費充当額 72,856 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■ 使用面積による 使用面積 29.096 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	■ 電気代・・・ 80 % ■ 水道代・・・ 80 % ☐ ガス代・・・ % ■ 固定電話代・・・ 80 % ■ その他 (共用廊下部分共益費・事務所備品代、携帯電話代、プリンターインク代・事務所電話代・インターネット接続代)・・・ 80 %	
		駐車場 賃借料	80 % 月額 13,200 円 (※2台分) (政務活動費充当額 10,560 円)
	【所在地】 堺市南区豊田1225-7		
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸借契約証書

泉北サンシャインビル 202号

堺市市議会議員

伊豆丸 精二 様

スター不動産株式会社

$\frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} \right) = \frac{1}{4}$

所在地	東京都台東区豊洲1-22-1					
構造	鉄骨ALC造	3階建	2階部分			
住戸番号	202号室					
契約期間	平成30年11月1日	～	平成32年10月31日	2年間		
敷金	金	0	円也			
リフォーム代	金		円也	(税別)		
家賃	金	73,700	円也	(月額)	(税別)	
共益費	金	10,000	円也	(月額)	(税込)	
温水器電気代	金	実費	円也	(月額)		
自治会費等	金	0	円也	(月額)		
支払方法	■振込					
	金融機関名	三井住友銀行	泉北とが支店			
	普通口座	口座番号	No.			
	口座名義人	カ)ホウショウ				
賃貸人	株式会社 豊翔					
賃借人	堺市市議会議員 伊豆丸精二					
付帯設備 又は備品	壁	クロス貼り	備品1		備品5	
	床	Pタイル貼り	備品2		備品6	
	天井	クロス貼り	備品3		備品7	
	照明器具	有り	備品4		備品8	
(鍵番号) メーカー名 No. ()本						
上記 鍵を受領しました 氏名 (印)						
特記事項						

「賃貸人（以下甲という）と同賃借人（以下乙という）とは、標記の建物及び附帯する設備（以下本物件という）の賃貸借契約（以下本契約という）を締結する。

- 第1条 (使用目的の制限)
乙は本物件を 事務所 として使用する。
2. 乙は甲の書面による承諾を得ずして賃貸物件を前項以外の目的に使用してはならない。
- 第2条 (賃貸借の期間)
賃貸借期間は標記のとおりとし、甲及び乙の双方が異議なき場合、同一期間の自動更新とする。
- 第3条 (家賃及び共益費)
1. 乙は、家賃及び共益費を、甲に対して標記のとおり支払うものとする。尚、支払いにかかる振込・口座振替等の手数料は乙の負担とする。
2. 本契約が月の途中で締結されたときの家賃及び共益費等は、締結月の実日数による日割計算とし本契約が月の途中で終了したときは日割計算せず終了月分全額を支払う。
3. 家賃及び共益費等は、租税、その他の負担の増加、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動、近隣比較等から不相当となった場合、甲はこれらを改定することができるものとする。
4. 乙は、家賃及び共益費等の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.5%（1年365日）の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- 第4条 (保証金・敷金・礼金)
1. 乙は甲に対し、本契約の締結時に標記の保証金、敷金を預託するものとする。
2. 保証金、敷金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し、その他この契約による債務の履行を完了した後、1ヶ月以内に甲より乙に返還する。尚、返還にかかる費用は乙の負担とする。※保証金は、解約引がある場合、標記金額を差し引いた残金を甲より乙に返還する。
3. 乙に、本契約による債務の不履行があるときは、甲は何時でも保証金、敷金を第2項の返還金額の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、乙よりこの充当を請求できない。
4. 保証金・敷金の返還請求権を他に譲渡し、又は担保として提供することはできない。
これに基づき、甲は乙の代理人による保証金返還請求があっても支払を拒否する事が出来る。
5. 乙はこの契約の締結時に表記の礼金を甲に支払い、甲は、契約締結後においては理由の如何を問わず礼金を返還しない。
6. 礼金は賃貸借契約の借主となる為の対価として授受される。
- 第5条 (公共料金等の負担)
乙は、本物件の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の料金を賃料、共益費とは別に支払うものとする。
(注意義務)
1. 乙又は乙の使用人、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 乙は、本物件で次の行為をしてはならない。
① 鉄砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造、または保管。
② 配水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物品を流すこと。
③ 大音量、高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏、カラオケ等。
④ 騒音、悪臭の発生、その他環境、公衆衛生を害する行為。
⑤ 壁、錠の改変または追加等により、本物件の管理業務に支障を及ぼす行為。
⑥ 公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。
⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。
⑧ 動物の飼育、または一時的の持込み。
⑨ 大型の金庫、ピアノその他重量物の搬入、または備え付け。
3. 乙は本物件に関して、別途使用規則等が定められている場合、これを遵守しなければならない。
- 第7条 (賃借権の譲渡及び転貸の禁止)
1. 乙は、本物件の全部、または一部につき、たとえ一時的にせよ、賃借権の譲渡、転貸もしくは、使用賃借その他名目の如何を問わず、第三者に使用、管理させてはならない。営業権譲渡、合併その他による包括継承の場合も同様である。
2. 乙は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
- 第8条 (暴力団、政治団体等の制限)
1. 乙または入居者が、次の各号に該当すると甲において認めた場合、甲は何等催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。
① 覚せい剤等麻薬類の使用・密売・賭博、売春等あらゆる犯罪の供用場所としたとき、及び甲がそれに相当すると認めたとき。
② 暴力団、政治団体等の事務所等として使用したとき、または看板、代紋等の表示をしたとき。
③ 本物件及び本物件周辺において、一見して暴力団、政治団体等関係者と認められるような服装・態度等で徘徊、若しくは放歌高吟すること等により、近隣住民等に不安を抱かせる行為をしたとき。
- 第9条 (身分等の変更の通知)
乙においてその住所、商号、営業目的、その他身分上に変更があったときは、乙は、遅滞なく甲に通知するものとする。
- 第10条 (修理等費用の負担)
1. 本物件が乙又は乙の使用人の責任に係さない損耗により、その建物の躯体の使用に支障が生じたときに限り、甲がその義務を負う。
2. 乙又は乙の使用人の責任に基づく事由により本物件が損傷・毀損したときは、乙がその修理の義務を負う。この場合、乙は甲の指示によりこれを修理するか、またはこれによって生じた損害を甲に賠償する。
- 第11条 (損害賠償)
1. 乙又は乙の使用人が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。
2. 甲・乙いずれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた本物件の損害については、その賠償の責に任ずる者を甲・乙協議の上定めるものとする。
- 第12条 (立入)
甲は、本物件の維持、修理、防犯等のために必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め乙の承諾を受けるものとする。但し、緊急のときはこの限りではないが、甲は後日その旨を通知するものとする。
- 第13条 (甲の免責事項)
1. 次に掲げる乙の損害に対して、甲は責任を負わない。又、乙はその損害を理由に家賃等甲に対する一切の債務の減額あるいは履行の延期を請求できない。
2. 盗難・火災・天災（地震・落雷・風水害等）及び戦争・暴動・爆発・放射能汚染・自然発火・法規制等に基づく一切の損害。
3. 他の賃借人の責に於いて発生した一切の損害。
4. 本件建物設備効果の善悪、操作運転中の事故並びに故障・修理等起因する一切の損害。
5. 甲が行う本件建物及び諸設備の改修工事、又はそれに伴う運転停止等に起因する一切の損害。
- 第14条 (解約)
1. 乙が本契約を解約するときは、遅くとも 1 ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により甲に申し入れる。
2. 前項の申入れの撤回、取消しはできない。
3. 乙の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、乙は、その申入れ日の 1 ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。
4. 甲が本契約を解約するときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。

第15条 (契約の解除)

1. 乙が下記の一つでも該当する事実があったとき、甲は、何等催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、何等異議なく本物件を甲に明渡さなければならない。又、これにより生ずる甲の損害を乙は賠償しなければならない。
 - ① 賃料の支払いを1ヶ月分以上遅延したとき。
 - ② 賃料等の支払いを再三遅延するなど、甲、乙の信頼関係が著しく害されたとき。
 - ③ 入居申込書、本契約書等に事実でない記載があったと判明したとき。
 - ④ 故意または、過失により、本物件を毀損したとき。
 - ⑤ 敷金をもって賃料等その他、乙が甲に対して、有する一切の債務に充当することを甲に請求したとき。
 - ⑥ 乙または、連帯保証人が仮押さえ、仮処分、強制執行または、競売の申し立てを受けたとき。
 - ⑦ 乙または、連帯保証人に破産、民事再生法、会社更生法の申請、または、会社整理手続き開始の申し立てがあったとき。
 - ⑧ 乙において保佐開始、後見開始の各審判があったとき。
 - ⑨ 本契約の各条の一つでも違反したとき。
 - ⑩ 甲は乙が所在不明のため本条項1項から9項の事由に基づく契約の解除の意思表示が出来ないときは当然契約は解除されたものとし、乙は甲が本物件に立ち入り使用する事、若しくは第三者に賃貸しても何等異議無いものとする。この場合本物件内に乙の残存物、遺留品がある場合は第20条1項から4項の処置をとり、処分しても何等異議無いものとする。

第16条 (本物件の現状変更)

1. 乙が諸造作、設備の新設、付加除去、改造又は取り壊しを行い、その他本物件の現状を変更する場合、若しくは本物件内に重量物を搬入し又はその内部、周囲に看板、掲示板、広告標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければ着手できないものとし、これに関する一切の費用は乙の負担とする。さらに工事中に於いては他の賃借人に迷惑を及ぼさないように、乙は工事施工者に厳守させなければならない。万一他の賃借人との間に紛争等が生じた場合は乙が責任をもって解決する事。

第17条 (乙の管理責任)

1. 乙は本物件及び付属物件を善良なる管理者の注意をもって乙の費用で維持管理するとともに、環境の浄化・各種防災等に万全を図らなければならない。
2. 本物件に乙が新たに鍵を設置するときは、甲の承諾を受けた後乙の費用に於いて行い、その合鍵を甲に預ける事。又本物件の鍵を紛失したときは甲にその旨を通知し、甲の指示に従う事。
3. 本物件に対し、乙の費用にて火災保険・店舗休業保険・盗難保険等に参加する事。

第18条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は本契約書の返還と次の各項の定めに従い本物件を明け渡す。

1. 乙は乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、什器、商品その他一切の買取り請求を乙は甲にしない。
2. 乙の故意又は過失により破損した部分がある時、乙はこれを修理するか若しくは損害を賠償しなければならない。
3. 本契約終了日までに明け渡し完了しない場合は、契約終了日より明け渡し完了日までの期間について家賃等及び甲に損害ある場合は損害金を合わせて乙は甲に支払わなければならない。又甲が明け渡し訴訟等を提起したときは甲が支出した弁護士費用を含む一切の訴訟費用及び明け渡し費用の全額を乙が負担する。
4. 本契約終了日以降、本物件内に乙の残存物・遺留品がある場合、乙は一切の権利を放棄し、甲は任意に乙の費用をもってこれを処分しても意義無いものとする。

第19条 (契約の消滅)

天災、地震、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。

(明渡し、原状回復)

1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を乙の費用で賃借時の原状に復し、甲に明渡すものとする。
2. 乙は甲に対し、前項の明渡しに際して、本物件の鍵全部を返還し、明渡し当日までの第6条の諸料金の支払を完了したうえ、その領収書を提示する。乙がこの返還及び提示をしないときは、甲は敷金の返還を留保することができる。
3. 乙の明渡しが遅延したときは、乙は遅延期間中の賃料、共益費の3倍相当の明渡し遅延損害金を支払う。
4. 乙の明渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害も併せて賠償するものとする。
5. 乙は、本物件の明渡しに際して、甲に対し、造作買取、必要費・有益費等、その他名目の如何にかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(乙の残存物について)
本契約の解約、解除、消滅等による終了時、本物件に残存物があるとき、甲は、乙がそれら全ての所有権等を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。また、乙並びに連帯保証人はこれに要した費用を甲に支払わなければならない。

第20条 (連帯保証)

1. 連帯保証人(以下丙という)は、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を、乙と連帯して負担しなければならない。

2. 丙は、本契約が終了し本物件が完全に明渡されるまで、連帯保証の責を逃れることができない。

3. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知するものとする。

4. 乙は、丙が死亡・破産人・成年被後見人・無資力または、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。またこの場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更するものとする。

第21条 (乙から連帯保証人への委任)

1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。乙は、丙が委任された権限を行使したことにつき、丙・甲または関係者に対して、不服の申立てまたは損害賠償その他の請求をしないものとする。

① 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、または再三遅延し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。

② 乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。

③ 乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することはできない。

第22条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規及び慣習に従い甲、乙誠意をもって、協議の上解決にあたるものとする。

第23条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争について、訴訟を提起する必要がある場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに、甲、乙及び丙は合意するものとする。

特約事項

平成 30 年 11 月 / 日

後記契約の証として本契約書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、各自1通を保有する。

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

賃貸人 (甲) 住 所

代表取締役

菅 岡 勲

TEL

氏 名

TEL 072-292-3080

賃借人 (乙) 住 所

堺市

TEL

氏 名

伊豆丸 精二

勤務先

堺市議会

TEL

勤務先住所

堺市堺区南瓦町3番1号

連帯保証人 (丙) 住 所

TEL

氏 名

勤務先

TEL

賃借人(乙)との関係

印 実印

仲介業者

免許番号

事務所所在地

商 号

電話番号

登録番号

氏 名

氏 名

免許番号

事務所所在地

商 号

代表者氏名

登録番号

氏 名

氏 名

宅 地 建 物

引主任者

担 当 者

仲介業者

宅 地 建 物

取引主任者

担 当 者

駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊 翔

堺市市議会議員
と借主 伊豆丸 孝二

貸主 伊豆丸 孝二 は末尾表示物件（以下本物件という）
について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。

第2条 賃貸借の期間は平成30年 11月 1日より平成 年 月 日までの1年間とする。

2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。

第3条 賃料は月額 6,000/円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する方法で貸主に支払うものとする。

2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。

3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。

第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 無 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。

第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。

第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。

第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。

2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。

第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示
所在地

馬車場 NO.
豊田 1225-7



本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自宅通を保有する。

平成 30 年 11 月 1 日

貸主 住所

株式会社 豊 翔



名前

堺市南区豊田 1224-1
TEL 072-292-3080



借主 住所

堺市 [Redacted]

名前

[Redacted]

伊豆丸 米青二



駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 豊翔

と借主 伊豆丸 精二 は末尾表示物件（以下本物件という）

について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。

第2条 賃貸借の期間は令和6年11月14日より令和 年 月 日までの1年間とする。

2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。

第3条 賃料は月額 6,000 円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する方法で貸主に支払うものとする。 10 %

2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。

3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。

第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 無 し 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。

第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。

第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。

第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。

2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。

第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示
所在地

馬車場 NO.



本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自老通を保有する。

令和6年11月14日

貸主 住所

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

名前

代表取締役

吉田 勲

TEL 072-292-3080



借主 住所

大阪府堺市

名前

伊豆丸 精二



出張報告書

令和6年6月28日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 群馬県太田市『太田市美術館・図書館』について調査したもの。
2. 期 間 令和6年4月17日（水）
3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	4月17日（水）	10:00～12:00	群馬県太田市（太田市美術館・図書館）
②			
③			

4. 面談者

太田市美術館・図書館 館長 
太田市美術館・図書館 館長補佐 
太田市美術館・図書館 係長 
太田市役所 文化スポーツ部 副部長 
太田市議会議長 矢部伸幸
太田市議会事務局 議会総務課総務係 主任 

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

堺市には 1980 年に開館した堺市博物館やアルフォンス・ミュシャ館など、堺市に歴史・文化を発信する施設が存在している。

しかしながら、堺市博物館は、1980 年の開館から 45 年近くが経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。また、特別展・企画展を開催する専用の展示室がなく、特別展等の開催時は堺の通史を示している常設展示を一時撤去しなければならない、など展示に十分なスペースを割けない状況となっている。

一方、堺市が有するアルフォンス・ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクション（所蔵作品）の収蔵施設が分散している。

かかる課題の解決に向けて、堺市は令和 6 年 1 月『（仮称）堺ミュージアム構想』を公表した。本構想の目的は、『先人から受け継いだ堺の類まれな歴史文化を発信し、未来へ継承する』『アルフォンス・ミュシャ作品をはじめ、本市のコレクションや文化財を集約して、保管・展示する』にある。かかる目的を達成するためのコンセプトとして、『歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる施設』を掲げている。

具体的には、

継承：近年の気候変動にも対応する万全の収蔵品の保存。

堺にゆかりある国宝や重要文化財の公開に適した展示・保存環境。

古墳時代と中世を核とする、学芸員による調査・研究に基づいた魅力ある展示。

発信：独立した特別・企画展示室で魅力ある展示を行うとともに、堺の歴史ストーリーを発信する常設展示室を充実。

調査・研究・展示成果から分かった歴史文化資源の価値を国内外へ情報発信。

世界に誇るアルフォンス・ミュシャ作品やヒストリックカーの魅力発信を強化。

連携：地域の多様な主体や市外のゆかりある都市、博物館・美術館、大学等との連携強化。

の取組を挙げている。

現在明らかとなっている（仮称）堺ミュージアム構想について、候補地は旧大阪女子大跡地となっているが、資金調達方法、運営手法等詳細は未定となっており、これらも踏まえた基本策定は、令和 6 年度に実施する予定である。

ところで、ミュージアム構想に美術館機能を織り込むものとなっているが、そもそも堺市には美術館機能を有する施設は存在しないことから、美術館の運営ノウハウは有していない。そこで、「どのようにして美術館の運営ノウハウを身につけるのか」「博物館と美術館を同一施設内に配置することによるシナジー効果（複合施設化の効果）をいかに発揮するのか」との視点から、太田市美術館・図書館を視察したものである。

なお、その他にも、誘客、まちづくりに資する施設とするための立地はどうあるべきなのか、施設単体での建設・運営に民間活用の可能性はあるのか、面的な施設運営の可能性等、様々な観点から検討したものである。

2. 太田市美術館・図書館について

(1) 基本コンセプト

本施設は、太田駅前の人の流れを活性化し、街と自然が入り混じる、生きたサイクルを生み出すことを目指している。駅からの人の流れを建物の中まで引きこむために、様々な方向に出入口をつくり、通り抜けできる街の一角のような施設を実現している。企画展示室等に緩やかなスロープが巻きついた構成とすることで、建物上部まで連続した道のような空間とし、緩やかな起伏のある街の外部空間のような雰囲気を出している。スロープに沿って箱の内側と外側には様々な場が展開し、子どもからお年寄りまで誰もが自分の居心地のよい場所を見つけそれぞれの時間を過ごすことができる施設となっている。

また、頑丈なコンクリートでできた箱の屋上に土を入れて緑化し、オアシスとしての機能も併せ持つ。外部からはガラスを通して内部の人の動きやアートが見え、中に入りたくなる雰囲気をつくり、美術館や図書館からお互いが見えるようにし、人の流れを誘発する仕掛けとなっている。美術館の企画展やイベントに関連して、図書館の一角にそれと連動した企画図書コーナーを設け、美術館と図書館との連携を意識し、お互いの活動がまじりあうような関係を目指す。

(2) 事業の概要

①基本理念～『創造的太田人 まちに創造性をもたらし、知と感性のプラットフォーム』～

太田市美術館・図書館は、まちに創造性をもたらし、知と感性のプラットフォームを目指し建設された。近代以降、太田市は「ものづくり」を中心に発展してきましたという歴史的経緯を踏まえ、ものづくりを通して培われてきた市民ひとりひとりの英知は、いまま太田市の活力の源泉となっている。一方、太田市は、中心市街地の衰退、人口減少と高齢化への対応など、地方都市としての様々な課題を抱えている。今後太田市が「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち」であり続けるためには、「まちづくり」に対する市民の参画と協働をこれまで以上に推進していくことが重要になるとの認識のもと、太田市美術館・図書館は、「ものづくり」を通して育まれてきた太田市民の創造性を、これからの「まちづくり」に生かしていくための拠点となることを目指している。太田市美術館・図書館は、斬新な発想により人々の感性を刺激する多彩な美術作品と、創造的発想の源泉となる広範な知識を提供する図書資料を、同時に閲覧できる場所を提供している。そのことにより太田市民に内在する創造性を開花させるとともに、創造性あふれる市民とともに、まちに広がり、中心市街地に賑わいをもたらしプロジェクトを多彩に展開していきながら、太田市美術館・図書館は、太田市の未来を担う「創造的太田人」を育成することを目標とする。

②事業目的

1) 太田市に蓄積されてきた創造の遺伝子の収集と調査研究

太田市ゆかりの美術品や工芸品、郷土の歴史に関する資料や近代産業関連資料などを収集し、その調査研究を推進することで、太田に蓄積されてきた創造の遺伝子の価値を顕在化させる。

2) 世界の最先端の感性やクリエイティビティに触れる機会の提供

現代において世界最先端の評価を受ける表現や知識に触れる機会を提供し、太田市民による創造的取り組みの一助となることを目指す。また、美術館事業、図書館事業を同時に推進することで、感性と知性の双方を刺激する。

3) 次代を担う人材、プロジェクトの育成

本施設を拠点として、まちに広がるプロジェクトを多彩に展開するとともに、次代を担う子どもたちの創造性の育成に取り組み、事業計画、運営に市民が主体的に参加し、市民とともに本施設を運営する。

(3) 施設概要及び特長

地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造。敷地面積は、4641.33 m²、建築面積は1496.87 m²、延床面積3152.85 m²、高さは15.3m。開館時間は、午前10時～午後8時（日曜・祝日は午後6時まで）、休館日は月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日）。主な施設は、美術館（：展示室1～3、収蔵庫）、図書館（：ブラウジングコーナー、絵本・児童書コーナー、アートブックコーナー、レファレンスルーム）、視聴覚ホール、イベントスペース、カフェ&ショップからなる。

※美術館：スペックの異なる169 m²、92 m²、49 m²の三つの展示室で構成され、多種多様な作品の展示やワークショップなどのアーティストによる活動への対応が可能となっている。また、展示室1と2の間のスロープ、螺旋階段を活用し、複数の展示室を一体的に利用することもできる。

※図書館：本のサイズに合わせて様々な形態の書庫を配置している。1階のブラウジングコーナーではゆったりとしたソファでくつろぐことができ、1階から2階にかけては穏やかな閲覧エリアとし、書架に座ったり、雲のような書架に囲まれて読書できるスペースがある。3階のレファレンスルームでは、貴重な資料を展示できるガラストップの大テーブルを囲み静かな読書環境を実現している。絵本児童書約5万冊の図書が最大の特徴でもある。

※視聴覚ホール・イベントスペース

視聴覚ホールは120名まで収容可能で、映画上映や寄席、パフォーマンスアーツなどの各種イベントに対応している。芝生広場に面するイベントスペースは、屋外で行うイベントや企画展示の一部として利用するなど様々な使用目的に対応できる。

※カフェ&ショップ：太田駅に最も近い場所に位置し、気軽に立ち寄れ、駅利用者に内部の賑わいがダイレクトに伝わるものとなっている。）

太田市美術館・図書館は、「太田の文化・芸術の過去現在を見つめ、世界最先端の感性やクリエイティビティに触れる美術館、世界60ヵ国以上・19,000冊を超える絵本児童

書、13,000冊のアートブックが揃う図書館で、建築家・平田晃久氏による設計、市民ワークショップから生まれた太田駅前のランドマーク的複合施設である。

本施設の特徴として、①構造計画②設備計画③造作家具④ファブリックに分けて記載する。

①構造計画

全体構は耐力壁付ラーメン構造による5つのボックスとS造によるリムの組み合わせにより構成されている。ボックス内の床スラブは北側2つのボックスではS造、残り3つのボックスはRC造でできている。リムはボックスから垂直に突き出る鉄骨、梁を先端で支える鉄骨柱、楽間にかかるデッキスラブにより構成されている。

②設備計画

箱の向きを調整しながら風の流れのシミュレーションを行い、テラスと屋内の最適な風環境を体現している。太田市は季節ごとに特徴的な気候を有することから、中間期の穏やかな風や日照時間の長い地域の特性を有効に利用し、環境負荷を低減させる計画としている。また、高効率な設備システムを適材適所に配置し、高品質で安定した屋内環境を実現している。その他にも、タスクアンビエント照明を採用し様々な明るさの場を作っている。

③造作家具

OSBを使用し厚みの差を目立ちにくくすることで、求められる機能性の異なるデザインに統一感をもたらしている。地元の企業と共同でつくり方の観点から意匠検討を行いペンダントライトやソファなどの製作を行ないました。

④ファブリック

空の雲や自然を感じられる空気のようなカーテン、視聴覚ホールには『夜の花畑』というタイトルの暗帯を計画した。

(4) 『太田市美術館・図書館』5つの注目ポイント

太田市美術館・図書館は、斬新な発想により人々の感性を刺激する多彩な美術作品と、創造的発想の源泉となる広範な知識を提供する図書資料を同時に閲覧できる場である。太田市民に内在する創造性を開花させ、創造性あふれる市民とともに、まちに広がり、中心市街地に賑わいをもたらすプロジェクトを多彩に展開している。

①建築家・平田晃久×市民ワークショップから生まれた複合施設

本施設は、2014年3月に公募で選ばれた建築家・平田晃久氏が設計を担当。デザインを決める過程では5か月間にも及ぶ市民ワークショップを行い、太田駅前の新たなランドマークとなる複合施設が誕生した。

②太田の文化・芸術の過去現在を見つめ、世界最先端の感性に触れる美術館

太田の文化・芸術の過去現在を見つめ、未来を創り出す美術事業を市民とともに展開。現代美術を中心に、ユニークな展示室の構成を活かした企画展を開催。太田市で育まれてきた文化・芸術の収集、調査研究を行うほか、世界最先端の感性やクリエイティビティに出会う展覧会を開催している。ゆるやかなスロープと螺旋階段で結ばれた3

つの展示室を効果的に活用し、知性と創造性を育む企画展や教育普及事業を展開するほか、まちに広がるアートプロジェクトを積極的に展開している。

③世界 60 カ国以上・19,000 冊を超える児童書、13,000 冊のアートブックが揃う図書館

世界 60 カ国以上・19,000 冊を超える絵本児童書、13,000 冊のアートブックが揃っています。豊かな創造性を育む「知の拠点」となることを目指す。

＜絵本児童書＞

「国際アンデルセン賞」受賞作をはじめ、60 カ国以上から 19,000 冊を超える貴重な洋書などが海を越えてやってきた。見たことのない言語や、独自の風土が反映された個性豊かな本の数々は、世界の多様性に触れる入り口であり、図書館最大の特色である。

＜アートブック＞

美術的に重要な国内外の作家や、世界の先端に行く表現者の作品集を絵画や写真などジャンルごとに集めた。世界の瑞々しい感性と出会える 13,000 冊は絵本児童書コーナーに次ぐ特色である。

＜ブラウジングコーナー（雑誌コーナー）＞

美術や建築のほか創造的ライフスタイルを提案する和洋雑誌約 260 誌が、面陳されている。

④市内の施設が参加する「まちじゅう図書館」

太田市内の商店や事務所、個人宅にある本で、市内の施設が参加する小さな図書館をつくりました。各館長のお気に入りの本、思い出のある本が置いてあります。まちを訪れた人やまちに暮らす人が自由に手に取り、館長との会話を楽しむ「ふれあい」の図書館です。

⑤「地産地消」をモットーにするカフェ＆ショップ

地元のコーヒーショップが太田の魅力を美味しく楽しく伝えます。

太田市の東毛酪農業組合が作る「東毛酪農低温殺菌牛乳 63℃」を使用した、東毛酪農ミルクソフトなど、地産地消をモットーに、食材は自家製と太田産にこだわりました。太田駅前のみやげもの店として、アート・デザインを通して「ものづくりのまち太田」で「ここにしかない一品」との出会いをプロデュースします。

3. 課題・所感

市民に親しまれる施設を目指し、設計・建設にあたって計 5 回の市民ワークショップを開催した。ワークショップでは、施設は文化交流に資する運営とすること、親子で立ち寄れるところ、美術館と図書館の配置等市民の様々な声があり、かかる声を反映した施設となっている。

美術館運営ノウハウを有していなかった太田市として、美術館運営の経験を有する学芸員を 2 名採用したほか、開所から 2 年間は民間事業者のサポートのもと、美術館運営ノウハウを学んできた。毎年、専門家や大学教授、市民からなる美術館図書館運営委員

会による事業見直しが行われているが、太田市として専門知識を有している職員がおらず、財団の個別事業についても十分なチェックは行われていない。

また、市内に複数の図書館が存在するが、図書館の利用カードが統一されていないため互換性が担保されていないことも課題の一つである。

そのほか、ガラス張りの建物はオシャレであり、誘客には一役買っている一方、太陽光を防ぐことが出来ず多くの書籍が日焼けしている。また、建築家による設計のため、備品（椅子やテーブル等）も特注であることから、維持管理費の圧迫要因となっている。

当施設の建設によって誘客に繋がり、人の流れが大きく変わることが予想されたが、太田市は車社会ということもあり大きな人の流れは見えなかった（訪問時は平日であり、土日祝日の様子は不明）。2027年4月、太田駅南口には桐生大学が開校する予定である。開校後は学生の流れも増加することが予想されるため、今後の推移は読めない。

さて、かかる視察で得た知見を踏まえ、堺市で検討されている（仮称）堺ミュージアム構想について所感を申し上げる。

（仮称）堺ミュージアムの建設にあたって、堺市は「美術館の学芸員資格を有する職員もおり、美術館の運営には対応できる」との認識であるが、そもそもこれまで堺市には美術館はなく、アルフォンス・ミュシャ館はあくまでもギャラリーにとどまるものである。これまで美術館運営ノウハウを有していない堺市として、美術館運営に精通する学芸員の確保は大きな課題であると思われる。

次に、立地についてである。現在、堺市は旧大阪女子大跡地を候補地として検討している。しかしながら、仮に現在の候補地を想定すると、候補地に侵入する道の幅員が狭く、拡幅工事が必要となる（買収交渉は進んでいない）。仮に拡幅工事がなされた後も、大型観光バスの侵入が可能か、十分な台数が駐車できるのかという点については疑問が残る。また、この候補地は高さ制限をはじめ様々な規制がかかる場所であり、この土地の持つポテンシャルによって、民間投資を呼び込むことが果たして可能なのか。

堺市の財政状況を鑑みると、全額市債を発行しての建設は現実的ではなく、民間活用の検討を行うこととなるが、施設単体での建設・運営のみで投資を回収できるのか。仮に民間活用を行うのであれば、大仙公園を含めた面での運営（Park-PFI）を検討しなければならないのではないだろうか。

今回の視察では、美術館運営ノウハウを有しない自治体が美術館運営を行う際のポイントについて確認をした。今後、民間事業者による美術家運営を実施している他市事例を視察することによって、様々な角度から（仮称）堺ミュージアム構想について検討していきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

4月：『4-3』『4-4』『4-5』『4-6』

5月：『5-8』『5-9』『5-10』『5-11』『5-12』

6月：『6-7』『6-8』

出張報告書

令和6年9月11日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 北海道高等学校遠隔授業配信センター『T-base』及び北海道日高町『飛び地での合併』について調査したもの。
2. 期間 令和6年6月24日（月）～25日（火）
3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	6月24日（月）	10:00～12:00	北海道高等学校遠隔授業配信センター（北海道立有朋高等学校）
②	6月25日（火）	13:00～15:00	北海道日高町役場
③			

4. 面談者

北海道高等学校遠隔授業配信センター 次長 [REDACTED]
北海道日高町議会 議長 神保 一哉
北海道日高町議会 副議長 高橋 克徳
北海道日高町議会 議会運営委員長 工藤 守弘
北海道日高町役場 企画財政課長 [REDACTED]
北海道日高町役場 議会事務局長 [REDACTED]
北海道日高町役場 議会事務局主幹 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 北海道高等学校遠隔授業配信センター『T-base』について

以下、令和6年1月9日付作成の出張報告書より一部を抜粋する。

堺市では、第3期未来を創る堺教育プランで掲げられた「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現するべく、小中連続したカリキュラムマネジメントの改善を目的とした『新たな学校のあり方（学校群）』の取組を試行実施している（令和5・6年度。令和7年度～本格実施）。

新たな学校のあり方とは、具体的に、中学校区を構成する小・中学校を一つの学校群として捉え、教員のマンパワーを集約し、授業・カリキュラム改善に取り組み、個別最適な学び・協働的な学びの実現を目指すものである。この点、堺市では既に小中一貫教育を実施している、との指摘も想定されるが、現在実施している小中一貫教育との最大の違いは、小中でのマネジメントを「仕組みとして制度化する」ところにある。

これまでの昭和・平成型の教育においては、同じ時間に、同じ場所で、同じ仲間と、同じ内容を学ぶことが当たり前であった。しかしながら、これからの教育は、「いつ学ぶか、どこで学ぶか、誰と学ぶか、何を学ぶか」という点について、根本的に覆る時代になりつつある（いつ学ぶか⇒朝でも夜でも休日でも、どこで学ぶか⇒学校以外にも自宅や図書館等場所を限定しない学び方、誰と学ぶか⇒クラスメート、学校全体、全国各地の小中学生、専門人材等、何を学ぶか⇒一人一人の進度に応じたカリキュラム編成）。

現在、新たな学校のあり方については、堺市内5校区において試行実施がなされているが、議会では、かかる取組に対する批判も行われている。その一つが、堺市が本格実施の際に検討しているキャンパス方式にある。

キャンパス方式とは、曜日や時間によって通う学校を変える、という手法である。かかる案に対して、「児童生徒の通う学校が毎日変更となる場合の負担・労力が過大になるのではないか」との批判がなされている。

児童生徒の負担が生じるというかかる批判に対する解決策の一つは、ICTを活用した遠隔授業の実施が想定される。しかしながら、GIGAスクール構想が本格実施されて以降、堺市教育委員会におけるPC活用率（授業・自宅含む）は目標値から大きく乖離しており、教員のICTリテラシーの向上が課題の一つである。

そのような中、北海道では地理的な課題を克服するべく、遠隔授業配信センターにおいてICTを活用したインタラクティブな授業を実現しており、遠隔授業を実現するためのスキームや課題等について調査するために視察を実施したものである。

(2) 北海道日高町『飛び地での合併』について

全国的に人口減少社会（生産年齢人口減）が進展しており、このことは堺市も例外ではない。年々、扶助費が増加する一方で、税収の大幅増は見込めない状況にあり、堺市でも今後、厳しい財政運営が想定される。

そのような中、単独自治体であらゆる行政サービスを提供する、いわゆるフルスペック主義では立ち行かない時代を迎えている。現在、堺市において、大阪府の方針を踏ま

えた消防の広域連携を推進しているが、今後、あらゆる分野において広域連携が求められる時代となりつつある。堺市においては、広域連携⇒合併との構図が必ず成り立つものではないが、スケールメリットを最大化する手法の一つとして、大阪府全域で捉えた場合、合併の可能性を検討する自治体も現れてくるのではないか。そのような中、北海道日高町では全国でも例のない飛び地での合併を実現している。

飛び地合併に至る経緯・事情はあるにせよ、飛び地合併によってどのような自治体経営を実施しているのか、人口減少社会における合併によるメリットやデメリットは何か、について調査するために視察を実施したものである。

2. 北海道高等学校遠隔授業配信センター『T-base』について

(1) 教育課題

北海道においては急速に人口減少が進んでいる。2040年には、2015年に比べて2割も減少することが予測されており、特に都市部以外の地域でこの傾向が顕著である。日本全体と比較しても、北海道は特に急速に人口減少が進んでいる地域であるといえる。

高校においても、少子化によって生徒数が減少し、小規模化が進んでいる。2023年度時点で、187校の道立高校のうち1学年1～3クラスまでの小規模校が55%を占めている。北海道は非常に広いため、学校は広域に分散しているという特徴がある。バスや鉄道も廃線が進む中で、地からの通学が困難になるケースもあり、経済的な余裕や保護者の考え方によっては札幌や旭川、函館などへ進学させる傾向もあり、地域から若者が流出してしまう場合がある。

今後も学校の小規模化が進むと配置される教員も少なくなり、幅広い教育課程の編成が困難になるという構造的な課題を抱えている。そのような中においては、大学進学等の多様な進路希望に対応した教科・科目の開設が出来ない事態が生じている。このことは、小規模校に通う生徒は学びをあきらめなければならないことを意味する。

学校減少で地域が衰退し、地域に受け皿がなくなることさらに人口流出が進むという悪循環が生まれている。道内の179の市町村にとって、地域に高校を残していくことは死活問題であり、政策的な課題ともいえる。

こうした状況を踏まえて、北海道教育委員会は、小規模校でも大学受験に対応した授業展開を目指し、遊隔授業の配機能を集中化した配備拠点を設置する施策を打ち出し、これが、2021年4月に開設された「北海道高等学校遠隔授業配センター（通称：T-base）」である。T-baseは、通信制、単位制が設置されている北海道有朋等学校内に開設された。

(2) 遠隔授業配信センター（T-base）とは

T-baseの目的は、配信センターから地域に遠隔授業を配信することで、小規模校や離島にある高校においても、大学進学から就職までの多様な進路希望や習熟度別学習に対応した教科・科目の開設を可能にすることにある。「ワイドカリキュラム」と呼ばれる、た

例えば大学入試に必要な科目やいわゆる選択科目なども配得し、遊隔地にある小規模校においても、生徒の興味・関心や進路に合わせて選択できるよう教育活動を補完している。2023年度の受信校数は31校。すべて1学年1クラスの小規模道立高校で、利尻島、礼文島といった離島にある高校も含まれている。配備数科・科目は、「情報」や「芸術」を含めた8教科32科目にのぼる。国語・数学・英語は習熟度別授業を実施している。

受信校の希望に合わせて2～24単位まで、同時双方向型で授業を配備している。配備授業数は、過当たり235時間で、受講生徒数はのべ779名にのぼる。T-baseの所属教員は、センター長（校長）・次長（教頭）を含めて23名で、教員1人当たり最大12時間、6校を担当・運営している（平均3～4校）。

授業を配信するT-base所属の教員は、受信校の兼務発令を受け、授業の実施から成績評価まで責任を持って行っている。

各高校で設備も違い、生徒の習熟度や学び方も異なる。たとえば、「情報1」は6校に配信していたが、各商校で数室も端末も生徒のニーズも異なっていた。「書道1」でも、端末を通して一人ひとりを見ているが、机の大きさや人数、生徒の学び方が違うので、教え方を変えている。知識の伝達だけならオンデマンド型の授業でもできるが、T-baseでは、遠隔授業であってもインタラクティブな授業を行っているため、それぞれの高校に合わせて授業をデザインしている。

受信校側でも、教科外教員の他、校長の管理下で学習支援員も授業をサポートしている。また、単位認定に必要なこともあり、T-base所属教員は、年に2回、受信校に訪問して対面授業も行っている。

ワークライフバランスの観点から見ると、仕事を属人化しないことで、基本的に残業が発生しない取組を推進しているほか、朝の会議や定例職員会議は実施しないなど、これらの一連の取組は、文科省からも「ウェルビーイングが高い組織である」との高い評価をいただいている。T-baseには、特段ICTに強い先生が配置されているわけではなく、T-baseに来て研修を受けている。特徴として、授業力のある教員を配置しているが、それでも遠隔授業になじめない教員は1年で人事異動となる。

（3）具体的な取組

T-baseでは、授業の配信のほか、受信校の生徒と教員に向けて、オンラインを活用した進路支援も行っている。

具体的には、大学進学希望者に対しては、共通テストの受験を視野に入れた低学年の生徒対象の講習や、北海道大志望者向けの調習など、長期休業中には大学受験に向けた講習を行っている。2023年度は、期講習10日間（20講座）と冬期講習8日間（18講座）とをあわせて、のべ約900名もの生徒が受講した。河合塾などの民間企業の協力も得て、数員向けの研修会なども行っている。

専門学校や就職希望の生徒に向けては、札幌市内にある専門学校の協力を得て看護・医療系セミナーの実施や、実際に公務員として働いている受信校のOB・OGに役場

の仕事の説明してもらいなどの機会も設け、なぜこの学校に行きたいか、何のために働くかといったキャリア教育的な部分もサポートできないかと考えて実施している。

もちろん、進路指導は、受信校側で一定なされてはいるが、センター側も教科担任として生徒から相談を受けることもあり、受信校の先生から依頼を受けて面接指導をする場合もある。今後も引き続き受備校の先生方と連携しながら、生徒の学びや多様な進路選択を支援していく。

(4) 遠隔授業の可能性

遠隔授業は対面授業の代替というイメージがあるが、遠隔授業だからこそできるユニークな授業もある。

具体的には、過去に、書道の授業で、北海道立画館美術館を訪問し、作品を鑑賞する授業を実施した。函館美術館の収蔵庫には、教科書にも載っている、北海道出身の書道家の作品が収蔵されており、学芸員の方と T-base の書道の先生とで、現地から中継を実施した。この授業は月形高校と礼文高校との 2 校合同であったが、普段見ることのできない収蔵庫に入り、教科書に載っている作品を見た後で、両校の生徒がメタバース空間で交流を行った。大きさがどれくらいなのかとか、これをどのような思いで作ったのかなど、生徒たちは感想を交えて交流し、どちらの生徒もとても楽しんでいた。

他にも、メタバース空間を活用することで、かなり対面授業に近づけて遠隔授業が実施できるようになった。GoogleMeet や Teams などのオンラインミーティングアプリによる遠隔授業であれば、生徒たちの音声はフラットに、教員側にまとめて聞こえてしまうことがあった。英語で生徒の発音を個別に聞くとか、音楽での合奏の場面など、生徒側の音声がフラットに聞こえてしまうことが、これまで遠隔授業の弱点であった。しかし、メタバース空間では、アバターが近づくと近づいた分だけ音が大きく聞こえ、遠く離れると聞こえないため、生徒の発音や演奏の音を個別に聞くことができる。つまり、このことは生徒を個別に指導することも可能になることを意味している。生徒も、先生の近くに行って、他の生徒には聞こえないように個別に質問することもできる。

話し合いの場面においてもメリットがある。2023 年度は数学 6 校と英語 6 校で同時配信授業を実施したが、遠隔地にある小規模校の生徒は切磋琢磨する機会が少なくありがちだが、何百キロも離れた高校の生徒同士が、授業を通してリアルタイムでコミュニケーションを取ることができた。メタバース空間のほうが、生徒・教員ともに話し合いの音声が聞き取りやすいので、グループ学習や交流がしやすいというメリットもある。

(5) 成果と課題

成果として、受信校において柔軟な教育課程の編成が可能となったこと、インタラクティブな授業の実現が出来たこと、地元の高校に通いながら大学進学などを目指す

ことが可能となったこと、ICT ツールの活用によって在宅での受講が可能となるほか、遠隔地（日銀本店・ルワンダ・パラオなど）と繋げての授業の実施が可能となったこと、などが挙げられる。

その一方で、課題として、配信授業数拡大に伴う執務環境の整備（配信場所・配信機材・人材の確保）、受講生徒数の多い授業での見取りと合同配信における授業調整、対面授業の充実と出張先からの配信時間の確保、対面授業に係る経費等の確保、自主財源の不足、などが挙げられる。

（６）今後の方向性

2040 年の高校を想像すると、日本は人口減少が進み、高校の小規模化は今以上に深刻な問題となることが予想される。しかし、北海道の現状が示唆するように、他の地域でも統廃合は限界に達し、これ以上統廃合が進むと市町村が成り立たなくなる、そんな局面を迎えることが想像される。そのような中で、T-base が実施している遠隔授業は希望の一つになると思われる。遠隔授業だからこそ効果的に学べる授業を充実させていくことで、小規模校の魅力化を支援し、当センターのスローガンである「夢は、地元でつかみ取る」ことができる環境を実現していきたい、とのことであった。

3. 北海道日高町『飛び地での合併』について

（１）日高町の概要

日高町は、北海道日高管内の西部に位置し、北東から南西に流れる沙流川の源流から下流にかけて構成されている。北東部は、北海道の屋根といわれる日高山脈がそびえ、周囲を大小の山岳が取り巻いている。南西部は、なだらかな地形をなしており、沙流川、門別川、波恵川、慶能舞川、賀張川、厚別川が太平洋にそそいでいる。

北側に位置する日高地区（合併前の日高町）は、北海道の内陸気候圏に属しているため寒暖の差が大きく、冬期には 1 メートル前後の積雪が見られる。また、南側に位置する門別地区（合併前の門別町）は、太平洋に面した海洋性気候のため、積雪も少なく比較的温暖な気候になっており、海岸沿いはなだらかな起伏が続く地勢を呈している。

町域は、間に平取町を挟んだいわゆる飛び地になっており、2 地区間の距離・（本庁と総合支所間）は約 65 キロメートルで、車で 1 時間程の行程となる。

（２）合併までの経過

合併までの経過については以下に記載の通り。

平成 13 年 12 月 26 日：第 1 回沙流 3 町合併問題調査研究会 ※日高町・平取町・門別町

平成 14 年 11 月 18 日：沙流 3 町任意合併協議会設立合意

平成 14 年 11 月下旬：沙流 3 町市町村合併に関する住民アンケート調査実施

平成 15 年 1 月 15 日：日高町・平取町・門別町・穂別町任意合併協議会設立

平成15年2月18日：鵠川町参加により、5町任意合併協議会となる
 平成15年9月8日～10月21日：住民説明会（5町）
 平成15年10月29日：鵠川町の離脱により4町任意合併協議会となる
 平成16年1月21日～23日：住民説明会（日高町）
 平成16年3月17日：穂別町の離脱により3町任意合併協議会となる
 平成16年7月30日～8月4日：住民説明会（門別町）
 平成16年8月3日：日高町合併問題に関する討論会
 平成16年8月8日：日高町合併に関する住民投票
 平成16年9月6日：平取町の離脱により2町任意合併協議会となる
 平成16年11月12日：日高町議会にて日高町・門別町合併協議会設置議案否決
 平成16年11月12日：門別町議会にて日高町・門別町合併協議会設置議案撤回
 平成16年11月26日：日高町議会にて日高町・門別町合併協議会設置議案可決
 平成16年11月30日：門別町議会にて日高町・門別町合併協議会設置議案可決
 平成16年12月1日：日高町・門別町合併協議会設置協議書調印
 平成16年12月25日：合併期日の決定
 平成17年1月19日：議会議員の定数22名に決定
 平成17年2月2日：新町名称「日高町」に決定
 平成17年2月24日～25日：日高町住民説明会開催
 平成17年2月24日～3月2日：門別町住民説明会開催
 平成17年3月20日：日高町合併に関する住民投票
 平成17年3月25日：日高支庁に合併申請書提出
 平成17年7月1日：北海道議会で合併について議決
 平成17年8月19日：新「日高町」設置の総務大臣告示
 平成17年11月11日：新町の町章決定
 平成18年2月28日：日高町・門別町合併協議会解散
 平成18年3月1日：新「日高町」誕生

（3）日高町合併に関する住民投票結果

【第1回】平成16年8月8日

選択肢	投票数	有効投票に対する割合
○日高町は平取町・門別町と合併する	816	59.74%
○日高町は平取町と合併する	355	25.99%
○合併しない	161	11.78%
○日高町は門別町と合併する	34	2.49%
有効投票合計	1,366	100.00%

※住民投票までの主な経過

平成 16 年 6 月 14 日：住民投票条例制定の請願書提出

平成 16 年 6 月 18 日：日高町議会において住民投票条例制定の請願を採択

平成 16 年 7 月 13 日：日高町議会において合併に関する住民投票条例可決

【第 2 回】平成 17 年 3 月 20 日

選択肢等	得票数	得票率
○賛成	995	69.0%
○反対	429	29.8%
○無効	17	1.2%
合計	1,441	100.0%

(4) 合併特例債発行状況

○平成 18 年～22 年：地域振興基金造成事業（基金）

⇒合併特例債により設置造成した基金（997.5 百万円）

○平成 20 年：コミュニティバス購入事業（コミュニティ施設）

⇒住民間の連携、住民活動の活性化のためコミュニティバス 1 台を購入（8.7 百万円）

○平成 21 年：本庁舎会議室増設事業（庁舎）

⇒合併による機構改革により、本庁舎勤務職員が増となり事務室及び会議室の改修を実施（7.1 百万円）

○平成 23 年～24 年：学校給食施設整備事業（学校、教育施設）

⇒旧町毎に整備状況が異なっていた学校給食について、施設備を実施（933.0 百万円）

○平成 24 年～27 年：公用車更新事業（その他）

⇒本庁と総合支所間の往来や災害発生等の緊急時対応など合併以前より利用頻度が多く、計画的に更新を実施（48.5 百万円）

○平成 25 年～27 年：日高西部消防組合庁舎整備事業（消防防災施設）

⇒老朽化した消防庁舎（昭和 49 年 7 月建築）の新築（1003.0 百万円）

○平成 25 年～26 年：日高高等学校校舎整備事業（学校、教育施設）

⇒日高地区に所在する日高高等学校（昭和 33 年 12 月建築）の新築（340.7 百万円）

○平成 25 年～30 年：職員住宅整備事業（その他）

⇒旧町間の定期的な職員交流のため職員住宅整備を実施（359.2 百万円）

○平成 27 年～30 年：GIS 事業（地域イントラ）

⇒先進技術である GIS システム（地理情報システム）を導入し旧町間共通仕様のデータ整備を実施（148.3 百万円）

○令和 4 年～6 年：富川市街地拠点複合施設整備事業（コミュニティ施設）

⇒JR 日高線が廃止になり、公共交通がバス路線のみとなり、バスターミナルとコミュニティや行政機能を備えた複合施設を整備（70.0 百万円/予定額 1534.5 百万円）

○令和 5 年～6 年：学校冷暖房設備設置事業（学校・教育施設）

⇒近年の気温上昇により、町立小中学校に空調設備を整備（予定額 168.1 百万円）

（5）合併による公共施設の取り扱い

飛び地という特性上、同様の公共施設を旧町区域ごとに保有しているが、住民の利便性等に配慮し、公共施設について廃止等を行っていない。

新町へ引き継いだ公共施設については、共通して老朽化が著しい状況となっており、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、令和 2 年 8 月に公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定し、施設の統合・廃止を計画的に実施していくこととしている。

（6）飛び地合併によるメリット・デメリット

飛び地合併によるメリットとして挙げられるのが合併特例債である。日高町においても、（4）合併特例債発行状況のとおり、まちづくりに資する活用が一定なされるなどメリットを活かした取組がみられる。その一方で、飛び地という特性上、住民サービスの低下を防ぐ観点から、スケールメリットを活かした取組は行えず、合併のメリットを最大限生かした取組にはなっていない、とのことであった。

4. 課題・所感

遠隔授業にありがちな一方向の授業ではなく、各校の実情に応じて授業をカスタマイズするなどの取組を通じて、インタラクティブな授業を実現していた。コミュニケーションにおいても、何ら違和感なく行われており、文字通り ICT ツールの文具論を体現していると感じた。

一方、遠隔授業配信センターに配分されている予算はいまだ十分ではなく、更なる予算の重点配分、投資が必要であると感じた。（※具体的には、これまで職員室に空調設備が設置されておらず、今年度ようやく設置式の簡易クーラーが設置されたという現状である。）

一方、新たな学校のあり方において ICT をフル活用した教育の充実を図るためには ZOOM 用のモニターを用意するなど、授業時間内におけるタイムラグを可能な限り無くしていく取組が必須であると感じた。というのも、遠隔授業の肝は端末スペックにあるといっても過言ではないからである。起動に時間を要すると、遠隔授業には致命的であることから、新たな学校のあり方で遠隔授業を実施する際には、端末スペックにも配慮する必要がある。また、先生専用の端末だけではなく、先生が話すモニターと資料閲覧用のモニターの設置が欠かせないなど、視察を通じて新たな気づきを得られた。

次に、飛び地による合併についてであるが、当初、5町での合併を想定して進められた議論ではあるが、紆余曲折を経て、3町が合併協議から離脱し、結果的に飛び地での合併となったものであり、意図したものではなかった。結果的に、日高地区と門別地区が合併することとなったものであるが、飛び地という性質上、住民サービスの低下を防ぐことから、公共施設の統廃合などは実現できず、合併によるスケールメリットを最大化するものではなかった。

住民感覚としても、門別地区の住民としては、合併のメリットを感じることは無く、今もこれまでの認識と変わらない、とのことであった。

この点、合併の最大のメリットである合併特例債を活用したまちづくりは一定進み、地元住民のコミュニティ施設が設置されるなど一定の効果は認められた。

しかしながら、財政力の弱い自治体同士の合併では、自治体が抱える課題の根本的な解決策にはならず、本来であれば、日高管内としての広域的な視点での合併など、抜本的な取組を行わなければこれからの自治体経営は立ち行かない、と感じた。

泉州地域をけん引する堺市として、まずは広域連携からの検討を行うよう、議会でも具体的な提案を行っていききたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7月：『7-9』『7-10』『7-11』『7-12』『7-13』『7-14』
『7-15』『7-16』『7-17』

出張報告書

令和6年9月24日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 青森県つがる市『つがる市立図書館』及び青森県弘前市『弘前れんが倉庫美術館』について調査したもの。
2. 期 間 令和6年7月4日（木）～5日（金）
3. 日 程 等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月4日（木）	13:00～15:15	青森県つがる市（つがる市立図書館）
②	7月5日（金）	10:00～12:15	青森県弘前市（弘前れんが倉庫美術館）
③			

4. 面談者

青森県つがる市教育委員会 教育部社会教育スポーツ課 課長
青森県つがる市議会事務局 議事総務課 課長補佐
株式会社図書館流通センター 業務責任者
株式会社図書館流通センター 副業務責任者
青森県弘前市役所 観光部文化振興課 課長補佐
青森県弘前市役所 観光部文化振興課 主事
青森県弘前市議会事務局 主幹兼総務係長
エヌ・アンド・エー株式会社 運営チーム

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) つがる市立図書館について

本市における図書館事業の課題については、令和4年1月19日視察時の出張報告書にも記載の通り（①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること）である。

堺市の財政収支は非常に厳しい状況が続いており、令和2年には堺市財政危機宣言が発出された。その後、令和5年2月、財政危機宣言は解除されたが、以前、基金を一定切り崩しての財政運営が想定されている。このような状況の中、施設建設・運営にあたっては、これまでのような全額税投入で、かつ、図書館事業単体での運営では、経常収支比率の上振れ要因にもなり、そもそも税金を投入して運営されている公共施設に求められている、特定の世代ではない、幅広い世代の利用者を見込むことは出来ない。

この点、つがる市立図書館は、ショッピングモール内に公共図書館を設置した日本で初めての事例である。その背景には、これまでの地域にはない新たなコミュニティの創出の実現にあった。事前の想定を大きく上回る利用者数はどのような点に工夫をしながら実現されたのか、ショッピングモール内に立地するメリットは何か等について、堺市が抱える上述の課題を踏まえながら視察を実施したものである。

(2) 弘前れんが倉庫美術館について

以下、令和6年6月28日出張報告書を一部抜粋することとする。

堺市には1980年に開館した堺市博物館やアルフォンス・ミュシャ館など、堺市に歴史・文化を発信する施設が存在している。

しかしながら、堺市博物館は、1980年の開館から45年近くが経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。また、特別展・企画展を開催する専用の展示室がなく、特別展等の開催時は堺の通史を示している常設展示を一時撤去しなければならない、など展示に十分なスペースを割けない状況となっている。

一方、堺市が有するアルフォンス・ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクション（所蔵作品）の収蔵施設が分散している。

かかる課題の解決に向けて、堺市は令和6年1月『(仮称) 堺ミュージアム構想』を公表した。本構想の目的は、『先人から受け継いだ堺の類まれな歴史文化を発信し、未来へ継承する』『アルフォンス・ミュシャ作品をはじめ、本市のコレクションや文化財を集約して、保管・展示する』にある。かかる目的を達成するためのコンセプトとして、『歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる施設』を掲げている。

具体的には、

継承：近年の気候変動にも対応する万全の収蔵品の保存。

堺にゆかりある国宝や重要文化財の公開に適した展示・保存環境。

古墳時代と中世を核とする、学芸員による調査・研究に基づいた魅力ある展示。

発信：独立した特別・企画展示室で魅力ある展示を行うとともに、堺の歴史ストーリー

ーを発信する常設展示室を充実。

調査・研究・展示成果から分かった歴史文化資源の価値を国内外へ情報発信。
世界に誇るアルフォンス・ミュシャ作品やヒストリックカーの魅力発信を強化。

連携：地域の多様な主体や市外のゆかりある都市、博物館・美術館、大学等との連携強化。

の取組を挙げている。

現在明らかとなっている（仮称）堺ミュージアム構想について、候補地は旧大阪女子大跡地となっているが、資金調達方法、運営手法等詳細は未定となっており、これらも踏まえた基本策定は、令和6年度に実施する予定である。

ところで、ミュージアム構想に美術館機能を織り込むものとなっているが、そもそも堺市には美術館機能を有する施設は存在しないことから、美術館の運営ノウハウは有していない。そこで、「どのようにして美術館の運営ノウハウを身につけるのか（モニタリング能力の育成含）」「誘客、まちづくりに資する施設とするための立地はどうあるべきなのか」「民間活用した運営が行われている当該施設の現状や課題」等の観点から、弘前れんが倉庫美術館を視察したものである。

2. 青森県つがる市『つがる市立図書館』について

(1) つがる市の概要

2005年2月11日、旧木造町・森田村・柏村・稲垣村・車力村が合併し、青森県9番目の市として「つがる市」が誕生した。人口は29,020人（令和6年6月末現在）、面積は253.55 km²。南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、岩木山により育まれた広大な津軽平野に位置するつがる市は、かつては市域の多くが湿地帯であったが、先人たちが防風・防砂・治水などたゆまぬ努力を続け、さまざまな悪条件を克服して新田開発を行った。そのおかげで今では初夏にはみずみずしい緑が広がり、秋には黄金色の稲穂が風にそよぐ東北有数の穀倉地帯を形成している。

また、国の重要文化財に指定されている遮光器土偶が出土したことで有名な亀ヶ岡石器時代遺跡をはじめ数多くの縄文遺跡がある。また、約2万8千年前の世界最大規模と言われる最終期埋没林、日本最古のりんごの木や、樹齢約千年と推定される、日本最大の大きさと言われているヤチダモ（一本タモ）などがある歴史ある市である。日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候により、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作やリンゴ、夏秋野菜の作付けに適した地域となっている。市では、主な農産物8品目（コメ、リンゴ、メロン、スイカ、ネギ、ナガイモ、トマト、ゴボウ）を「つがるブランド」として認定し、安心・安全な農産物づくりに励んでいる。

(2) イオンモールつがる柏について

イオンモールつがる柏は、1992年11月28日にイオンモールの1号店として、青森県西津軽郡柏村（現つがる市）にオープンした。その後何度かの増床と活性化を重ね現在の形となったが、地域のお客さまに気軽に立ち寄れるショッピングセンターとして24年間の営業を続けてきた。そして2016年イオンモールつがる柏は、更に地域に密着したショッピングセンターへと活性化を実施し、その核として実施したのが「つがる市立図書館」を館内に導入する事であった。物販だけでなく、地域市民のコミュニティの場として常に地域の住民が集まるショッピングモールを目指して、今までであったつがる市出張所の移転、カフェを融合した図書館を目指してタリーズコーヒーの新規出店（SC内2店舗目）を実現し、地域にはない新しいコミュニティの場を創造する事ができた。これからも、つがる市立図書館をSC内の一つの核として、地域の方が集うSCに向けた取り組みを強化していくものである。

（3）図書館の施設概要

つがる市立図書館のコンセプトは「こころ豊かな人づくりと市民の豊かな暮らしを育む図書館」である。図書館は多くの市民が集い、交流する場所であり、誰もが多くの資料を自由に利用して必要な情報を得る事ができる。つがる市立図書館は、さらに市の主要産業である「農業」と、未来を担う子どもたちの「学力向上」など、地域課題の解決に貢献する施設となる事をミッションとしている。

基本理念は、「すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展をうながすため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点である。」としている。

つがる市立図書館は来年2月で開館20周年を迎える。休館日が少ない図書館（全国でも最も開館している図書館の水準）が一つの特徴でもある。

延床面積は1,606㎡、一般図書コーナー710㎡、児童図書コーナー342㎡、セミナー・学習室116㎡、管理事務所・閉架書庫86㎡、カウンター・その他352㎡、座席数185席（内、セミナー・学習室45室）、蔵書冊数約100,000冊（令和6年6月末現在）。

館内は、一周できる回遊型レイアウト（奥に行くにつれて本棚が高くなるようにし、広がりを持った空間に。また、本棚と本棚の間に蛍光灯を配置するなど随所に工夫がみられる。）としている。本に囲まれるように机を配置し、柱周りにはりんご箱、通路には種々の椅子を並べている。見た目も楽しく機能性に優れたデザインは、市民が心地良く本に触れ合う空間を実現している。図書館のエントランスには、タリーズコーヒーを併設して配置することで、読書や学習の間の休憩時や待ち合わせなどにも利用できる。主な特徴として、「回遊型レイアウト」先述の「カフェの併設」など、本と触れ合いやすく居心地のいい空間の提供を実現しているほか、つがる市の基幹産業である農業をはじめ、就労を支援する資料が充実している（農業に特化したデータベースの整備）。このほか、デジタル学習教材を導入し、小中学生向けの学習支援へのサポートも実施している。

以下、主な施設を列挙する。

①ご案内カウンター

タブレット端末の貸出や、お客様からのお問い合わせに図書館司書が対応する。

②竹内文庫

衆議院議員と県知事を務めた、竹内俊吉氏（1900年～1986年/日出精村（木造町）出身）から寄贈された資料（1,300点以上）が別置されている。

③自動貸出機

資料の貸出はセルフサービス。利用券を差し込み、ICラベルが貼付された資料を台の上に置いて、タッチパネルに触れるだけの簡単な操作で貸出が可能。

④図書除菌機

紫外線と送風で書籍を除菌消臭する機械を設置し安心・安全な環境を提供。

⑤りんご箱

つがるブランド農産物8品目の一つである、収穫したりんごを出荷する時に使用する木箱を加工して書架に再利用している。

⑥子ども用エリア

⑦セミナー・学習室

⑧つがる出張所 すまいるプラザ

住民票や印鑑証明、戸籍証明等の交付に対応している。

特筆するイベントとして、小学校1年生向けの図書館使い方説明会が『令和3年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰』を受賞するなど、本に親しむ取組を推進している。そのほか、ALT（英語）との連携を推進した結果、「えいごでおはなし会」の参加率が最も高く一定の成果を収めている。今後は、ロボットプログラミングワークショップなど、幅広い利用者を想定したイベントの開催を検討中である。

（4）図書館ができるまで

つがる市図書館が建設されるまでの経緯は以下の通り。

2014（H26）年2月：つがる市社会教育施設整備基本構想策定（複合型施設）

図書館部1,078m含む事業費約10億円強→一時凍結

2014（H26）年11月：イオンモール（株）（以下AM）、（株）図書館流通センター（以下TRC）が会へ図書館設置の提案

2015（H27）年6月：イオンモール（株）がつがる市長へ正式な実施提案

2015（H27）年7月：イオンモールへの図書館設置を政策会議発議
→決定までに5回の政策会議

2015（H27）年10月：教育委員による県内公立図書館視察、アンケート（市民意向調査）実施

2015（H27）年11月：市内文化団体等へのヒアリング、市議会議員への報告会

2015（H27）年12月：第4回市議会定例会において、イオンモールつがる柏内へ

の図書館開設を表明

2016 (H28) 年 1 月 : つがる市立図書館設置準備委員会を設立し、3 回の審議を経て「つがる市立図書館基本構想案」策定 (開設までに 7 回の開催)

2016 (H28) 年 2 月 : 第 1 回市議会臨時会において、市立図書館条例並びに関連予算可決。図書館内装工事設計監理業務を (株) 船場と契約
⇒ 契約額 : 7,668 千円

2016 (H28) 年 3 月 : 第 1 回市議会定例会において、市立図書館関連議案可決
指定管理者に TRC を指定。平成 32 年度末まで指定管理料 (初年度) : 46,000 千円・29 年度以降 : 50,000 千円
什器備品購入 (株) 弘前事務機器商会 つがる営業所と契約
契約額 : 99,576 千円
図書購入 TRC と契約 ⇒ 契約額 : 198,202 千円

2016 (H28) 年 4 月 : 図書館内装工事を (株) 箱田住宅工業と契約
⇒ 契約額 : 103,610 千円

2016 (H28) 年 6 月 : イオンモール (株) との賃貸借契約締結月額 : 2,082 千円
第 2 回市議会定例会において、図書館開館日を 7 月 29 日と表明

報道機関に「つがる市立図書館」情報を全国一斉に告知

2016 (H28) 7 月 29 日 : オープン

※開館初日は 4600 人が来館 (目標 2000 人)。4 年弱で開館 100 万人を達成。
開館後 7 年 1 か月で来場者数 150 万人を超える。現在、160 万人超の来館者数。

○ソフト整備のコンセプト⇒つがる市に住み、そこで生きていく人のための図書館

第一の柱 : 仕事と暮らしに役立つ図書館

第二の柱 : 人の成長・学びを支える図書館

第三の柱 : 文化を育む図書館

○ハード整備のコンセプト⇒使う人にやさしい、やすらぎのある図書館

第一の柱 : 環境にこだわった図書館

第二の柱 : ユニバーサルデザインにこだわった図書館

第三の柱 : 機能の複合化・統合化を考える

(5) 効果と課題

ショッピングモールの中に図書館を開設したことで、買い物のついでに本を借りられる、というのは利用率が上がる大きな要因である。また、建物の管理や除雪、駐車場管理、防犯対策は運営会社であるイオンがメインで行うので、株式会社図書館流通センターは本業の図書館業務に専念できる。

また、図書館を利用すると、ショッピングモール内の店舗の割引を受けられるサービスもイオンならではの取組である。

課題としては、高校生の不読率（1年に1度も本を読まない）は43.5%に上り、若年層へのアプローチの検討が不十分であり、今後、高齢化している図書館協議会メンバーに高校生の参画を検討している。その他には、ショッピングモールという特性上、蔵書に必須の十分なスペースが確保できないことも課題の一つである。蔵書数は最大12万冊だが、余力も少なくなっているが、これ以上の蔵書は、地盤が弱く床が沈むため難しい状況にある（公民館への移設など今後検討が必要）。また、郷土資料を多く所有しているわけではないため（全体の3%）、今後、郷土資料、地域文化の保存に力を入れていきたい、とのことであった。さらには、市域が広いため、利用者の利便性を向上させるためにも、返却ポストの設置など検討していく予定である。

3. 青森県弘前市『弘前れんが倉庫美術館』について

（1）弘前市の概要

弘前市の人口は159,675人、世帯数70,424世帯。産業別就業者数は第一次産業13.2%、第二次産業15.7%、第三次産業66.3%と、第一次産業（リンゴ・コメ）が盛んな地域である。人口減少や少子高齢化の進展、日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況など、地方を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの課題に的確に対応し住みよい地域社会を実現するべく、平成18年2月27日、弘前市・岩木町・相馬村の3市町村が合併し、新たな「弘前」が誕生、津軽地方の経済・文化を牽引している。

（2）弘前れんが倉庫美術館の概要

吉井酒造煉瓦倉庫」そして「吉野町煉瓦倉庫」として、地域で呼び親しまれてきた場所の記憶と歴史を、建築とともに未来へ継承したいという想いのもと「弘前れんが倉庫美術館」と命名した。また、英語表記は、同時代の文化芸術のための美術館であることを世界に発信するため、「Hirosaki Museum of Contemporary Art」とした。

明治・大正期に建設され、近代産業遺産として弘前の風景を形作ってきた吉野町瓦倉庫（弘前れんが倉庫美術館の前身・リンゴシードル、政府の備蓄米倉庫として活用されていた）を、PFI方式により、建築家の田根剛氏が改修し、美術館として再生した文化施設である。築100年に及ぶ瓦の建造物の耐震性能を高めつつ、残せるものは可能な限り残し「記憶の継承」と「風景の再生」をコンセプトにもつ建築空間では、その魅力を最大限に生かした国内外の先進的なアートを紹介するとともに、弘前そして東北地域の歴史、文化と向き合う同時代の作品を収集し、展示している。施設には、スタジオやライブラリーも備え、市民が集い、創造するコミュニティの場としても機能している。

現代アートを通して、地域と世界を結び、多様なヴィジョンと豊かな感性に触れ、過去から現在、そして未来へと繋がる新たな創造性を喚起する文化創造の拠点を目指すものである。

開館時間は9:00-17:00、ただし、金曜日・土曜日に限り、スタジオ、ライブラリーのみ21:00まで開館。休館日は火曜日（祝日の場合は翌日に振替）、年末年始
ただし、弘前さくらまつり及び弘前ねぶたまつりの期間中は全日開館。

（３）美術館建設の背景

古くから津軽地方の政治、経済、文化を牽引してきた弘前市において、これからの20年、30年を見据え、新たな弘前を「創生」していくために、内側への求心力と外側への発信力のある都市形成が不可欠であると考えていた。

市ではこれまで、JR弘前駅と弘前公園及び市役所エリアにおける中心市街地の活性化を図ってきた一方で、その中間に位置する吉野町煉瓦倉庫周辺は、土手町などの中心商店街や五重塔、交通結節点である中央弘前駅など多様な地域資源が存在しながら十分に活かしきれていない状態にあった。

そのため、弘前の歴史と伝統を踏まえつつも、新たに「人が集まり」、「人が活動し」、「人が流れる」といった中心市街地の再生に向けた取り組みとして、吉野町煉瓦倉庫及び土淵川吉野町緑地を整備したものである。

（４）事業概要

歴史的にも価値があり、市民の思いが詰まった煉瓦倉庫について、PFI方式（民間企業のノウハウ＋国費の充当）を活用した再生事業に着手した。再生事業では、市民生活の一層の充実と文化芸術活動の推進、交流人口の増加や回遊性の向上によるにぎわいの創出（美術館機能だけではなく、C棟による付帯事業：カフェの実施や近隣駐車場への誘導）、中心市街地としての価値の向上（中央弘前駅の交通結節点としての強化）を目指したものである。

弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業は令和2年4月11日供用開始、運営・維持管理期間は令和17年3月31日までの15年間である。PFI事業者である弘前芸術創造株式会社は指定管理者として、弘前れんが倉庫美術館及び土淵川吉野町緑地の維持管理・運営を担う。また、美術館等の維持管理・運営と合わせて、付帯事業（カフェ・レストラン・ショップ）も実施している。

事業費の総額は約54億6,200万円。内訳は、土地・建物取得費286,000千円、耐震調査業務等44,500千円、事業化支援アドバイザー業務40,000千円、PFI事業契約4,334,532千円、作品購入費300,000千円、光熱水費354,000千円等。

○PFI事業契約の概要

契約金額：43億3453万1608円（当初42億961万4760円）

内訳：サービス購入料1（整備費用等）25億2861万4800円

サービス購入料 2（指定管理料）18 億 591 万 6808 円
契約期間：平成 29 年 6 月 23 日から令和 17 年 3 月 31 日
※コロナの影響等による指定管理料の増額 1 億 2491 万 6848 円

○開館後における指定管理者の収入について

当美術館では、一部利用料金制をとっており、観覧料等の利用料金収入と指定管理料で構成されている。

指定管理料：約 1 億 1206 万 7000 円/年

利用料金収入：市では、観覧料、貸館業務（スタジオ等利用料）及びその他料金（サポーター制度）を合わせた 6486 万 7407 円を計画収入として想定。

よって、これらの合計約 1 億 7693 万 4000 円で運営・維持管理業務を実施。

○プロフィットシェア

各年度において、市の計画収入に対して 3 割以上超過（8432 万 7629 円）した場合、その部分について市と指定管理者が折半することとしている。また、3 割未満の場合、市は返還を求めない。

なお、指定管理者による適切な運営が実施されているか否かのモニタリング業務について、弘前市は美術館運営ノウハウを持ち合わせていないため、学識経験者や民間事業者、公募委員からなる弘前れんが倉庫美術館運営協議会を設置し、運営審議会は、市の確認作業の一環で、専門的な視点及び利用者の観点から業務内容を確認し、その内容が適切に実施されているかどうかをしに答申する、というスキームを採用している。

さて、当該施設は民間事業者による運営がなされているが、「市の学芸員と民間の学芸員の関係性は、意思疎通や目指す美術館像の違いから難しい面がある」との印象を運営会社は有しているようである。（仮称）堺ミュージアム構想を実現するにあたって、今後、民間活用をするか否かは未定であるが、仮に民間事業者に任せるのであれば、運営や学芸員を含めて一括して任せた方が運営効率は高まり、行政が調整役を担うのは難しいのではないかと、との意見であった。

（5）美術館運営

美術館運営にあたって、地域のクリエイティブ・ハブ（文化創造の拠点）となるために、活動の基盤として 3 つのミッションを設定している、

①建築の記憶の継承と、新たな空間体験の創出

近代産業遺産である煉瓦倉庫の記憶を、未来へ継承します

建築と共振し、人々との創造性を喚起する作品を通じて新たな空間体験を創出します

②地域の新たな可能性の開発と歴史の再生

弘前及び東北地域との対話を促し、その自然、文化、歴史を新たな視点から再生します

③異なる価値観の共有と開かれた感性の育成

先鋭的な技術や手法を用いた多様な表現活動を紹介します

異なる文化や世界との出会いや交流を生み出し、人々の開かれた感性を育みます

また、新しい美術館として展覧会の企画や作品収集などの諸活動において2つの特徴を有する。

特長1 サイト・スペシフィック（場所性）

弘前の歴史や文化に根差したコミッションワークを重視し、完成した作品を展示し、それを収蔵するという一連の流れによって、弘前ならではのコレクションを形成

特長2 タイム・スペシフィック（時間性）

既存の美術館のような固定的な運用にこだわらず、煉瓦倉庫の可能性を最大限に生かした自由で柔軟な方法で展示空間を運用し、年間プログラムを構成

（6）展覧会～プログラム～

当美術館の年間プログラムは3つのシーズンで構成されている。春夏、秋冬の2シーズンは美術館企画を開催し、冬シーズンは映画上映やパフォーマンス等の特別イベントのほか、市民の様々な活動にも使用されている。

1. 春夏シーズン（美術館企画）
2. 秋冬シーズン（美術館企画）
3. 冬シーズン（市民などの施設利用や特別企画など）

各シーズンは、グループ展あるいは大型の個展を中心に「弘前エクスチェンジ」の各種プロジェクトと共に構成。

～「弘前エクスチェンジ」とは～

本プロジェクトでは、主に以下の内容を予定しています。

- ・弘前出身や縁のあるアーティスト、地域の歴史や伝統文化に新たな息吹を吹き込むアーティストらを招聘し、滞在制作や調査研究、地域コミュニティとの関係性を通して行う様々なプロジェクト。
- ・美術館の活動から派生する人々の幅広い関心や、クリエイターたちの多様な表現に継続的に応答する取り組みとして、トークやレクチャー、ワークショップといった各種パブリック・プログラム。

※「エクスチェンジ」（交換）という名前に込められたように、本プロジェクトはローカルとグローバル、作り手と地域の人々、そして鑑賞者といった異なる視点が交

差し、ふれあい、交換される場を生み出すことで、新たなアプローチによる地域の創造的魅力的再発見へ繋げることを目指す。

(7) 美術作品の収集

当美術館における美術作品の収集方針は以下の4つである。

①記憶を宿した空間と共振する

煉瓦倉庫の持つ空間性・歴史性と響きあい空間の魅力を最大限に引き出せる作品

②世界への入り口になる

国内外の同時代的な美術の動向を明示する優れた作品

世界各地の諸問題及び多様な価値観に触れられる現代の作品

見知らぬ風景や人々との出会いを通じて生まれた、驚きと発見に満ちた現代の作品

③地域から生まれる

弘前や津軽地方固有の風土、歴史、民俗、文化に根差した新たな価値を提示する現代の作品

弘前や津軽地方にゆかりのある現代作家による優れた作品、また、その作家・作品と深い影響関係にある作品

④人をはぐくむ

将来を担う地域の子供たちの未来に資する現代の作品

(8) その他の取組

～エリア・アート・マネジメント～

その他の取組として、市内や中心市街地との一体的な賑わいづくりと回遊性の向上を図ることを目的として、市内の他の施設、イベント、祭り、アート活動等と連携した取組＝エリア・アート・マネジメントを進めている。

代表的なものとして、ひろさきまちなかピクニック・中土手町まちづくり推進会議・スターツアセットマネジメント株式会社・弘前中土手町商店街振興組合・弘前商工会議所・エヌ・アンド・エー株式会社・弘前市・弘前シールドル協会・弘前 BRICK 株式会社・ほか民間団体等多数。

～AOMORI GOKAN アートフェス 2024～

青森県内には現代美術を楽しめる5つの美術館・アートセンター（青森県立美術館、青森公立大学国際芸術センター青森、弘前れんが倉庫美術館、八戸市美術館、十和田市現代美術館）があり、2020年から5館が連携し、県民や観光客が青森のアート体験と共に、地域の周遊を喚起する「5館が五感を刺激するーAOMORIGOKAN」プロジェクトを発してきた。

この5館を中心に2024年度「AOMORI GOKAN アートフェス」を初開催。各館のキュレーターが協働し、展覧会やプロジェクト、パフォーマンスなど、それぞれの館の特徴

を活かした多様なプログラムを企画。アートを起点に県内各地域にある自然や食、建築など豊かな文化に触れることを通じて、青森の魅力を発見する機会を創出するものである。

～美術館前広場の活用～

美術館前の芝生広場ではイベントや結婚式、地元幼稚園の運動会など多様な用途に使われている。今後は夏場のビアガーデンなども検討中。

4. 課題・所感

まずは、つがる市立図書館についてである。本図書館は全国初となるショッピングモール内に設置された図書館として注目を集めた施設である。視察当日は平日の昼間であったにもかかわらず、子連れの母親から高齢者に至るまで、ショッピングモールの利用と合わせた利用者が多くみられた。このことから、幅広い利用者層の獲得は一定達成されており、ショッピングモール内に開設した目的は果たされているものと考ええる。

また、ショッピングモール内の立地を最大限生かした施設運営も行われている。指定管理者である図書館流通センターの職員は県立図書館や市立図書館での司書業務経験者が多数採用、配置されており、司書の能力・経験を最大限発揮した施設運営がなされていることが印象に残った。

一方、課題として、郷土史料の不足や蔵書スペースに乏しく職員の休憩スペースも確保されていないという点が挙げられている。これは、ショッピングモールという限られたスペースに入居せざるを得ないという物理的な制約から生じるものである。

この点、図書館としての「知の拠点」「公共」という役割を果たすべきとの主張もなされてはいるものの、図書館運営に限らず公共施設の運営にあたっては、そもそも市民ニーズがどこにあるのか、という視点が欠かせない。公共施設は存在することに意義があるのではなく、一人でも多くの市民が利用する、利用したくなるような施設に意義を見出すべきであろう。全国に目を向けると、札幌市の札幌市図書・情報館では貸し出さない図書館として、学生や勤労世代の利用者が多くみられているように、時代の流れに応じた公共施設のあり方を検討する必要性を強く感じた。

次に、弘前れんが倉庫美術館についてである。

視察当日は蜷川実花展が開催されており、多くの来場者で賑わっていた。また、常設展には地元小学生が校外学習の一環で訪れるなど、子供から高齢者まで多くの来場がみられた。このように、集客力の高い展示を実現していた背景には、やはり民間事業者のノウハウを生かした効果が表れているのではないかとと思われる。

一方、中長期での収益面では、当初計画を達成出来ていないという現状がある。弘前れんが倉庫美術館のオープンはコロナ禍ということもあり、予想収益には達していない。また、弘前エリアの冬は積雪のため、来館者数は大幅に減る傾向にある。現在、利用者割合の統計は取れていないが、今後、地元の方々にも親しんでいただけるよう市内

割引も実施予定とのことである。

民間事業者として一定の収益を念頭に置いた運営が求められるが、集客力を高めるためには、企画展に一定の投資が求められることから、運営費の上振れに繋がる。この点は議会においても予算を抑える具体的な方策の必要性が指摘されているようである。

本事例からもわかるとおり、仮に民間事業者による運営を行ったとしても、予算面で独立した運営を実現することは容易ではない。

この背景には、海外の美術館と日本の美術館の大きな違いを見てとれるのではないだろうか。具体的には、寄付金文化にあると思われる。日本は海外と比べ税制面で遅れから寄付金文化が根付いていない。そのため、日本の美術館運営においては、運営資金を入館料で賄おうと試みるが、キュレーターや運営スタッフの人件費を賄うのは現実的には大きなハードルがある。そのため、運営費の上振れを補うべく行政による補助金で対応に依存することとなる。

従って、今後の美術館運営において、仮に民間事業者による運営を念頭に置いたとしても、これまでのように資金集め＝入場者数、補助金という視点だけではなく、寄付金やクラウドファンディングによる資金集めに重点を置いた取組が今後は求められることになると思われる。

(仮称) 堺ミュージアム構想を実現するにあたっては、ハード面・ソフト面ともに民間事業者のノウハウの活用も検討することになると思われるが、その際には、運営事業者による資金集めも含めた検討が求められている。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7月：『7-2』『7-18』『7-19』『7-20』『7-21』

8月：『8-10』『8-11』『8-12』『8-13』『8-14』『8-15』

出張報告書

令和6年10月4日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 大分県日田市トーヨーマクロ合同会社『亜臨界処理装置』及び大分県大分市『中心市街地活性化』について調査したもの。
2. 期間 令和6年7月8日（月）～9日（火）
3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月8日（月）	13:00～15:10	大分県日田市（トーヨーマクロ合同会社）
②	7月9日（火）	10:00～11:45	大分県大分市（大分市役所）
③			

4. 面談者

トーヨーマクロ合同会社 代表取締役会長 矢幡 保

トーヨーマクロ合同会社 取締役専務

トーヨーマクロ合同会社 代表社員

株式会社大分まちなか倶楽部 事業部長

大分市役所 商工労働観光部 商工労政課 課長

大分市役所 商工労働観光部 商工労政課 商業にぎわい担当班 主査

大分市役所 商工労働観光部 商工労政課 商業にぎわい担当班 主査

大分市役所大分市議会事務局 局長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) トーヨーマクロ合同会社『亜臨界処理装置』について

堺市では、ゴミの減量化に向けて4R活動（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse）を推進している。令和4年度以降、一人当たりごみの排出量は減少傾向にある。この点、堺市はごみ排出量の減少は4R活動の成果である、との認識を示しているが、環境省が実施した全国調査においても堺市と同様のトレンドが見てとれることから、実態は物価高騰による買い控えによるごみ排出量の減量にあるといえるのではないかと。

堺市に立地するごみ焼却場の稼働率は90%近く、サステナブル社会実現のためにもごみの減量化は必須の取組である。

そのような中、トーヨーマクロ合同会社では、高温高压状態の亜臨界水を使って廃棄物を処理する実証事業施設を稼働させており、可燃物にとどまらず、不燃物、家畜排せつ物、医療廃棄物など多岐にわたる廃棄物を短時間で処理できるものである。

当該処理方法を実際に視察することで、メリットや課題、堺市への導入可能性について調査したものである。

(2) 大分市『中心市街地活性化』について

中心市街地の活性化に向けた取組については、あらゆる自治体において、国の補助金を活用した活性化策が実施されてきたが、多くの自治体で明確な成果が出せず失敗に終わっている。要因は様々であるが、①補助金頼りの無謀な計画②責任の所在が不明確であること③まちづくり会社の自律的な運営の欠如等が挙げられる。

この点、堺市においても、平成27年3月27日付で内閣総理大臣より認定を受け、『都市魅力の創出』『回遊性の向上』『商業の魅力向上』の三つを目標に掲げ、まちづくり会社を立ち上げ、市役所前広場の活用やホテル誘致など様々な取組を実施してきた。しかしながら、駅乗降客数の増加・歩行者通行量・空き店舗率の成果指標において、その結果は見られない。

その要因として、①中心市街地における中心的な役割を果たすべき商店街の抜本的な見直しが行われなかったこと②ハード整備に終始し、面的な取組が十分ではなかったこと③立ち上げたまちづくり会社について、自立的な経営が困難な事業スキームを導入したこと、などが挙げられる。

そのような中、大分市では中心市街地活性化に係る取組において、全国でも数少ない成功事例の一つとして注目を集めている。

そこで、中心市街地の活性化にとって必要な取組は何か、地元商店街とどのような連携を行いながらまちづくりを進めたのか、回遊性をいかに実現したのか、まちづくり会社との連携状況などの視点から視察を実施したものである。

2. 大分県日田市トーヨーマクロ合同会社『亜臨界処理装置』について

(1) 亜臨界処理装置について

亜臨界処理装置は、高温高压状態の亜臨界水を使って廃棄物を処理する装置である。

ここで、亜臨界水について説明する。水は、常温・大気圧下では液体であり、大気圧下（1気圧）100℃で沸騰し気体になる。しかし、圧力 22MPa（約 220 気圧）、温度が 374℃の臨界点を越えると液体でも気体でもない状態になり、超臨界水の状態になる。この臨界点の手前の近傍域を亜臨界水域という。

具体的な処理方法は、

- ①廃棄物の受け入れ（可燃物・不燃物・医療系廃棄物・家畜排せつ物・木質系廃棄物）
- ②投入（複数の廃棄物の混合処理が可能）
- ③加圧・加水（温度約 200～225℃、気圧約 2～2.6Mpa）
- ④排出（処理中、排出時も臭気は発生しない）
- ⑤生成物（飼料化・堆肥化・燃料化・無菌化された粗粒状の生成物）

である。ボイラーで発生させた蒸気を圧力容器内に注入し、圧力／約 2～2.6Mpa、温度／約 200℃～225℃の環境を作り出し、主に加水分解作用によって約 30～60 分で処理が可能。処理されたものは無菌化され、投入物によって堆肥化・燃料化・飼料化が可能となる。

亜臨界処理装置では、生ごみ・食品残渣、ビニール・ペットボトル食品容器等、家畜排せつ物、医療系廃棄物、建築廃材を含む木質系廃棄物、紙・布類をはじめとした、あらゆる有機性廃棄物を安全・確実に処理することができるものである。そのほかに、鶏糞処理プラント、牛糞＋バーク処理プラント、し尿汚泥処理プラント、焼酎粕処理プラントにも応用が可能である。

処理方法の有効性を確認するために農林水産省による補助金、大分県日田市役所及び市内の畜産農家、料産農家の協力を得て、現在、処理実験を実施している。

（2）特徴とメリット

①完全無菌の生成物は安全な循環資源に

約 20～26 気圧の環境下で加水分解を行うことで家畜排せつ物等の有機性棄物から栄養素等を抽出して、完全無菌の生成物を生み出す。そのため酵素などを活用して家畜飼料や堆肥などの新たな循環資源として活用することが可能。また包装容器を含む食品残渣や下水汚泥などの処理にも大きな威力を発揮する。

②省エネで高いコストパフォーマンスを実現

処理に必要なエネルギーはボイラーに必要な燃料（灯油、重油）と水道（地下水も可能）、低料金の電気代のみである。処理費は 1kg あたり 3 円程度という驚きのランニングコストを実現。しかもその処理能力は 3～6 トンの処理対象物をわずか 30 分～60 分程度で処理するという驚きのコストパフォーマンスを実現している。

③特殊な環境下で優れた植物活性資材を生み出す

天然の資材や生ごみ等の有機性廃棄物を組み合わせて農産物の育成に非常に効果の高い「植物活性資材」を作り出すことができる。植物の免疫機能を高め、無農薬や低

農薬で生産することが可能。また生産性も向上し、農産物の高品質化と直業のコスト削減に大きく貢献することができる。

④エコフレンドリーな取組

亜臨界処理装置は水蒸気の力で高温・高圧状態をつくり出し、その亜臨界水域の環境下で加水分解作用によって処理を行う。いわば廃棄物を水で処理することによって対象物を安全に分解し、有効な成分を取り出して利用しようとするものであり、その際にCO₂やダイオキシンを発生させることのない、環境にダメージを与えない処理である、燃やさない・埋めない処理を実現。その結果、CO₂やダイオキシンの発生を抑制でき、短時間に安全で確実な処理・幅広い有機性廃棄物の処理が可能となっている。

(3) 他の処理方法の問題点

～微生物処理の問題点～

- ・菌体は温度や湿度などの環境に左右されやすい。細かい温度管理が必要。
- ・優れた微生物でも変性する可能性がある。
- ・発酵ではなく腐敗に傾いた場合、強い悪臭が発生し、しかもすぐに止めることができない。
- ・プラスチック類の処理は困難。
- ・大量処理の場合、広い処理スペースが必要。
- ・季節により4～6ヶ月程度の期間が必要。

～焼却処理の問題点～

- ・CO₂やダイオキシンの発生。
- ・多額の建設費用とメンテナンス費が必要。
- ・大量の焼却灰が排出される。
- ・燃焼のために大量の化石燃料が必要。特に水分の多い廃棄物はより多くの燃料を消費。
- ・高温焼却炉の場合、耐用年数が短い。

(4) 実用例

①ホテル・宿泊施設⇒生ゴミ混在ゴミ処理

食べ残し、調理残渣、ご飯類や割り箸、客室アメニティーなどのビニール類が混在したゴミ類を前処理・分別無で処理が可能。

②養豚場・家畜施設⇒家畜排せつ物処理

水分が多く、微生物処理や乾燥処理をしても残ってしまい、機器のつまりの原因になる豚毛も問題なく処理。処理中の臭気も、ほぼ発生しない。

③病院・医療施設⇒医療系廃棄物処理

プラスチック系の医療器具類や紙おむつ、ガーゼなどの混在。薬類が入っても問題なく無菌化の状態で処理。

3. 大分県大分市『中心市街地活性化』について

(1) まちづくり会社『株式会社大分まちなか倶楽部』の概要

「株式会社大分まちなか倶楽部」は、2007 年、大分市、大分商工会議所、地元の民間企業など官民協同で設立されたまちづくり会社であり、中心市街地活性化基本計画の実行部隊である。

目的は、大分市の健全な発展を目指すうえで、重要な役割を果たす良好な中心市街地を形成するため、中心市街地活性化に関する法律の規定に基づく官民協同のまちづくり機関として、大分市中心市街地の活性化に係る基本計画（中心市街地活性化基本計画）において承認された諸事業の推進をはじめ、将来にわたり大分市の公共公益及び中心市街地の活性化に資することにある。資本金は 1,050 万円。株主は、大分市、大分商工会議所、大分合同新聞社、トキハ、大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分県信用組合、デジタルバンク、大分市中心部商店街振興組合連合会、大分都心まちづくり委員会、JR 大分シティである。

(2) 業務内容

主な業務内容は以下の通りである。

① まちなか出店サポートセンター事業

～出店相談～

- ・ 空き店舗・空き事務所の情報収集

毎月 1 回の定期調査により、商店街ごとの店舗数、空き店舗数、空き店舗率を把握

- ・ 開業予定者との相談並びに事業計画書作成支援業務

まちなかへ出店を行う事業者への出店サポートを行い、併せて条件に合致する場合は「大分市中心市街地商部復活支援事業補助金」の申請及び事業計画の作成支援を行う

2023 度出店件数 49 件（内、商都復活支援事業補助金対象 7 件）

※定着率は 85% に上る。その要因は、固定費が安いこと（商店街の家賃は㎡1 万円程）が挙げられ、1 店舗当たり 10～15 万円程の賃料で足りる。

～フォローアップ～

- ・ 既に出店している事業者の継続的事業展開に向け、大分市・大分商工会議所と協働で個別に店舗訪問を行い、現状把握と適宜アドバイスを実施

～イベント相談～

中心市街地活性化の柱となる各種イベント情報を収集し、その効果が最大限に発揮

されるように、イベント内容・開催の調整を行い、併せて補助金申請のサポート、イベント広報を行う

- ・ 中心市街地で開催されているイベント情報の収集
- ・ イベント内容の調整
- ・ イベント実施に対する企画、手続等のサポート
- ・ 当社ホームページ・SNS 等による広報

2023 年度 大分市中心市街地商都復活支援事業補助金実績 36 件

～視察・研修受け入れ～

全国の自治体や団体からの視察要請への対応

※全体的な相談件数は 22 年度と比較すると 23 件減少している。出店相談について 48 件の減少であるが、22 年度は祝祭の広場において「祝祭テラス事業」と「キッチンカー出店事業」を実施しており、当該 2 事業の出店相談件数が 36 件あった。また、補助金申請者については対面での相談をメールや SNS を活用したことが減少理由として挙げられる。またその他については、23 年度おおいたパーキングネットにおいて共通磁気駐車券の導入を行ったため、駐車場事業の相談が多く件数が伸びている。

この他、「チャレンジショップ」（契約物件に入店したため 2020 年度をもって事業終了）の取組も推進している。

出店サポートセンター事業の一環として、空き店舗を賃借し、区分貸し出しを行うもので、これにより、まちなかの空き店舗の解消を図るとともに、出店意欲の喚起を目指す。

＜企画の背景＞

- ・ 昨年度、出店者募集チラシを作成したことで、一定の効果が表れた。
- ・ 中活 3 期計画の数値目標として、空き店舗率の改善（11.1%→4.6%）が挙げられている
- ・ 出店サポートセンターの積極的戦略事業としての試み。

開始月：2019 年 8 月

設置場所：大分市府内町 2 丁目 4 番 若内ビル 1F

利用を希望する方の内容に応じて、4 分のエスペースを貸し出す。

賃料は、周辺の相場よりも安く設定する。

※ 3 万円／月（光熱水費等込）とし、利用開始時の敷金等は不要とする。（賃料は前払）

利用期間は、原則として 3 か月

事業の将来性、継続性等を勘案し、必要と認めれば延長する。

基本的に、現状のままとし、内装工事等は行わない。

必要な家具・什器・調度品等は、入居者の負担とする。

現地への常駐はせず、内部の管理等は、入居者の責任とする。

定期的に入居者とミーティングを行い、経営状況の把握とコミュニティの醸成を図る。

②大分市中心市街地プロモーション事業受託

特産品販売・パンフレット配布・観光 PR 等を、豊後高田市・国東市・中津市・津久見市・歩行者天国・おおいた職と暮らしの祭典において実施した。

③大分市中心部共通駐車券運営事業（おおいたパーキングネット）

おおいたパーキングネット（共通駐車券）とは、お客様が共通駐車券加盟店（商店街組合員・大型店 60 店舗）でお買い物・飲食等をされた際に、その消費金額に応じて加盟店が提供する共通駐車券を駐車場（共通駐車券参加駐車場 17 か所）での駐車料金の支払いに充当するサービスである。利用枚数 2023 年度約 20.4 万枚。

④都市再生推進法人 推進事業

大分市からの受託業務であり、祝祭の広場にある大型 LED ビジョンや付属する音響設備を活用し、日常の映像放映や広場の更なる利活用の推進を図るべく、祝祭の広場大型 LED ビジョン活用業務（全体管理・広場の情報発信・日常放映管理・動画編集作業等）を実施している。

⑤まちづくり協賛型自動販売機設置事業「マッチバコ」運営事業

現在の設置台数は 18 台。総売上上の 5 % が当社へ繰り入れられ、まちづくり会社の運営やイベント事業を行うための財源としている。年間収益額は 118,324 円。

⑥大分 IC カード開発（株）交通系 IC カード「ニモカ」運営事業

西鉄グループが発行する IC カード nimoca をベースに大分県のオリジナルカードとして発行される IC 乗車券・電子マネー・共通ポイントの機能を持つ、便利でお得なカードを運営している。

⑦大分市中央通り歩行者天国推進委員会事務局業務

毎年 3 回、大分市の目抜き通りを 320m にわたって歩行者天国にし、様々なイベントを実施している。実施主体は、官民一体の「大分市歩行者天国推進委員会」、企画・采井を担う幹事会は、まちなかの商業者が主体で組織している。

⑧宝くじ販売事業

大分駅南口にて宝くじ販売所を直営している。大分駅利用者を中心に比較的堅調な売り上げがあり、まちづくり会社の貴重な自主財源となっている。現在、パート販売員4名によるシフト勤務で運営している。年間売上高は1億800万円。

⑨地域情報発（YouTube等を活用した情報発言事業）

⑩中心市街地活性化共同イベントの企画運営

他地域では、商店街と駅ビルは距離的に離れていることから、両者の連携が十分に機能している事例はあまり見られないが、大分市は中心部の商店街区と駅ビルの距離が300m程度であり、具体的な連携策が実行可能で、平成27年4月に開業したアミュプラザおおいたとの連携が実現している。

具体的な取組は以下の通り。

～THE まちなかバーゲン～

中心部商店街・百貨店・大型商業施設の連携により、2015年から開始した事業である。毎年、夏と冬に実施しており、各回とも目玉イベントを企画、消費喚起と中心部の回遊性向上に繋がっている。

～おおいた光のファンタジー～

冬の風物詩として定着を図るため、2009年から中心部商店街・百貨店・大型商業施設が一体となってイルミネーションを実施している。毎年、新たなコンテンツが登場し、来るたびに驚きと感動がある展開を目指している。

～まちなか回遊イベント～

コロナ禍にて3密の回避と中心市街地の回遊促進を両立すべく2020年から回遊イベントを実施中。毎年、新たなイベントを企画し、年齢性別問わず誰もが安心して楽しめるイベントを目指している。

⑪大分市が行う各種振興事業

⑫その他関係機関が行う中心市街地活性化事業の実施受託

その他事業として、大分市商店街連合会の事務局業務委託、大分都心まちづくり委員会の事務局業務委託も担っている。

（3）その他のまちづくり事例

①民間企業によるダウンサイジング事例

駅前に立地していた大分サティ撤退後のビルを民間企業が、8階建て建物を2階建てに減築し、再生を実現した。

②地元不動産会社によるリノベーション

パチンコ店跡の空きビルをリノベーションし、飲食店・ヨガ・ネイルショップ・アクセサリーショップ等17店舗が入居するビルに生まれ変わった。2022年には大分県では珍しい量り売り専門店がオープンするなど、商店街全体の来街頻度が向上し

ている。

③土地利用の新しい取組

商店街に面する老朽化した貸ビル解体後の土地利用を見据えて、商店街の中で、緑を感じることでできる場所をコンセプトに、最小限の店舗空間と、共用の客席、樹木が生い茂るテラスで構成されたテイクアウト専門の複合施設をオープンした。

(コーヒーショップ・ドーナツ専門店・コロッケ・惣菜店)

④商店街の取組

平成 26 年の役員改選を機に 30～40 代の若手を理事長や副理事長に選任し、従来のイベント等の事業を見直し、若手ならではの新たな発想により、高校生や専門学校などの若い人材を活用した新規事業等(定期的音楽イベント・アバターの活用・メタバース空間を活用した街巡り)を実施している。

⑤若手起業家育成施設

大分市では、令和 4 年度より「若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～」を実施しており、学生等の若者(概ね 29 歳以下)の創業マインドの醸成及びシーズの発掘と育成を通して、地域定着と雇用創出を目指している。かかる背景を踏まえ、令和 5 年 9 月 24 日～若者や起業家が、集い、学び、交流できる場として若手起業家育成施設「オオイタミライベース」をオープンした。

(4) 中心市街地活性化基本計画における数値目標の達成状況

平成 20 年 7 月～開始した中心市街地活性化基本計画は現在 4 期目を迎えている。

1 期目は、平成 20 年 7 月～平成 25 年 3 月の期間で、総括としては、大型商業施設の相次ぐ閉鎖、商品販売額の低下・空き店舗の増加、歩行者通行量・まちなか滞留時間共に減少、大型プロジェクト未完成による賑わいの不足、各事業主体間の調整や連携不足が挙げられる。

2 期目は、平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月の期間で、総括としては、大分駅付近連続立体交差事業や JR 大分駅ビル整備事業、大分県立美術館整備事業等の完了、大分都心まちづくり委員会による共同バーゲン開始などの変化、大分いこいの道や大分駅府内中央口広場などにおける、広場空間を活用した大規模なイベント等の開催、活性化が進んできた一方、その効果の発現は一時的なものであり、中心市街地全体を網羅するには至らなかったことが挙げられる。

3 期目は、平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月の期間で、総括としては、大分市中心市街地祝祭広場整備事業や旧大分フォーラスビル建替事業、交通安全事業国道 197 号(昭和通り工区)等の完了、令和元年度「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会」の試合が大分市でも開催され、これまで経験したことのない中心市街地の賑わい創出を体感する一方、令和 2 年から新型コロナウイルス感染症の拡大により、人流抑制等の影響を大きく受けたことが挙げられる。

令和 5 年 6 月～第 4 期大分市中心市街地活性化基本計画を策定・推進している。計画の策定にあたっての現状認識・課題は以下の通りである。

①『活力・賑わい』の現状及び課題

- ・事業所数は増減を繰り返している。
- ・従業者数は増加傾向にある
- ・小売業年間商品販売額は減少傾向、飲食サービス業年間売上額は令和元年をピークに大幅に減少している
- ・空き店舗率の改善は進んだものの、目標達成には至っていない

ことを踏まえ、「商業活力や賑わいの不十分さがみられ、今後、起業・創業や新規出店を促す取組の充実」「既存店舗やサービスの質の向上」が課題として挙げられる。

②『回遊』の現状及び課題

- ・歩行者通行量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和2年度以降減少に転じ、人流は改善していない
- ・路上駐輪台数は大きく減少したが、駐輪場利用台数についても平日・休日ともに減少している
- ・登録制のシェアサイクル事業は登録者数・利用回数共に増加傾向

を踏まえ、「自転車・シェアリングモビリティ等の移動手段の確保と利用環境の向上」「安全で居心地よく歩きたくなるまちなかの環境整備」「人々の多種多様なニーズに応じたサービスの提供」が課題として挙げられる。

③『居住』の現状及び課題

- ・令和2年をピークに中心市街地の人口は減少している
- ・過去5年間、70歳以上の人口が大きく増加し、少子高齢化の進行がみられる
- ・JR大分駅北側の既成市街地では新耐震基準以前の建築物が多くある
- ・JR大分駅北側の広範囲に洪水浸水及び高潮浸水想定区域に指定されている

ことを踏まえ、「子育て環境・地域コミュニティ機能の充実」「安全・安心に暮らせる居住環境の充実」が課題として挙げられる。

かかる現状及び課題を踏まえ、活性化の目標として、『伝統と革新の調和によるまちなか商業の活性化』（既存の取組の継続により既存商店街の活性化や個店の魅力の向上を図り、新たな空き店舗の発生を抑制するとともに、多種多様な人々のニーズに対応したサービスを提供するため、幅広い業種の起業・創業に向けた支援を行うことにより新規出店数の増加を図り、空き店舗率の改善を目指す）『魅力的な都市空間の創出による回遊性の向上』（イベント等のソフト事業を引き続き実施するほか、人を中心として自転車や公共交通を含めた回遊したくなる環境の充実に資する取組を実施するとともに、回遊を促す交流・滞留空間の整備・活用、末広町1丁目地区第一種市街地再開発事業等の魅力的なハード施設の完成を契機として、歩行者通行量の増加を目指す。）『まちなか居住の推進』（美しい都市空間の形成を図りながら、歴史文化資源の活用、荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業をはじめとした文化、子育て、コミュニティ等の生活サービス機能の充実などに資する取組の実施により、コンパクトで暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成を図り、まちなか居住人口の増加を目指す。）の三つが掲げられている。

目標指標として、空き店舗率（令和３年度 9.0%⇒令和 9 年度 4.6%）、中心市街地の歩行者通行量（令和 3 年度 259,541 人⇒令和 9 年度 291,000 人）、中心市街地の居住人口（令和 3 年度 21,048 人⇒令和 9 年度 22,800 人）が示されている。

4. 課題・所感

（１）トーヨーマクロ合同会社の『亜臨界処理装置』について

通常、廃棄物から堆肥を作るには、半年～１年程度の時間を要する。その際には、微生物による発酵を利用するため、温度や湿度などによっては、安定的に分解が進まず、発酵の際汚臭も発生すること、また、常に攪拌する必要性が生じるなど、安定性・臭気・処理時間・処理能力・作業スペース・操作性・生成物の面において様々な課題がある。

一方、今回視察した亜臨界処理装置を活用すれば、あらゆる廃棄物が 30～60 分程度で処理が可能となり、堆肥化も実現できる。当日は、野菜やビニール傘、おむつ、木片、牛糞などありとあらゆるものをタンク内に投入、タンク下から排出された処理後の廃棄物を確認すると、きれいに堆肥化されていた。

環境面では大きなメリットがあり、実装に繋がればごみの減量化にも繋がる可能性のある施設である。その一方で、価格は 1 m³サイズで 1 億円程度と高額であり、実装先として念頭に置くアフリカ諸国においては、導入コストが大きなハードルとなるのではないかと。一方、焼却処理と比較して一度に処理できる処理量に大きな開きがあるなど、様々な課題はあるものの、焼却・埋め立て処理されるごみを堆肥化できるメリットは大きく、環境先進都市である堺市での導入可能性について、今後、当局と検討を重ねていきたい。

（２）大分県大分市の『中心市街地活性化』について

今回の視察では大分駅前での宿泊を伴うものであったが、大分駅前から商店街に続く動線においては、朝から晩まで多くの学生や通勤客による利用で溢れ、大分市が目標とする回遊性を一定実現できていたのではないかと。

一方、中心市街地活性化基本計画で掲げた数値目標の達成状況は厳しい状況にあるが、担当者の説明でもなされたが、計画策定当時、人口減少を考慮しない右肩上がりの目標設定に終始するなど設定数値が安易であり、そもそもの目標設定に無理があったとのことである。

このことは、前述の通り午前 7 時頃～多くの地元高校生が駅前を通り、夜間も若者の通行が目立っていたことから、実態と計画にはある程度の乖離があるのではないかと。

商店街における出店に際しても、若者が立ち寄りたくなるような店舗づくり（アクセサリーショップやカフェ、手の届きやすい価格設定等）が意識されており、ターゲット層を明確にした出店戦略がまちづくり会社で練られている。

回遊性の実現（ウォーカブルな空間の実現）に向けても、大分駅南においては、南北市街地の一体化を図るため、大分駅付近連続立体交差事業、JR 大分駅ビル整備事業、ホ

ルトホール大分整備事業、シンボルロード整備事業を一体的に進めるなど、面的な整備を実現している。

一方、大分駅北については、祝祭の広場の整備や、中央通りの修景整備事業を行うほか、ベンチの設置数を増やし来街者の増加や滞在時間を延ばす取組を行っている。

また、末広町一丁目地区一種市街地再開発事業による防災機能の向上、都心居住の促進を図るほか、荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業によって、市民コミュニティ機能および防災機能を備えた複合公共施設を整備することにより、歩行者通行量の増加を目指す取組を推進するとともに、県立美術館への動線も確立され、回遊性が確立されていた。

また、まちづくり会社における運営においても工夫がみられた。一般的に、まちづくり会社の代表や役員には、役所OBが就任する事例が多く、堺市でも例外ではない。これでは、まちづくりを推進するためではなく、再就職先としての性格が強く反映されること、また、役所とは異なるアプローチによるまちづくりの実現が困難になるなどの課題がある。一方、中心市街地活性化の実働部隊である株式会社大分まちなか倶楽部には、地元デパートで長年勤務してきた社員を招聘するなど、官民が一体となった取組を推進するなど、一定の成果を意識した取組が行われている。

大分市における視察を踏まえ、堺市におけるまちづくり会社の成果指標や位置づけを改めて確認するとともに、堺市としてまちづくり会社が目指す方向性など、改めて議会を通じて確認を行い、真の中心市街地活性化に資する取組となるよう働きかけを行っていきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7月：『7-22』

8月：『8-16』 『8-17』 『8-18』 『8-19』 『8-20』 『8-21』
『8-22』 『8-23』 『8-24』 『8-25』 『8-26』

出張報告書

令和6年12月17日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 山形県天童市『自由進度学習』、山形県東根市『まなびあテラス』、青森県十和田市『十和田市現代美術館』について調査したもの。
2. 期間 令和6年10月9日（水）～11日（金）
3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月9日（水）	10:15～14:00	山形県天童市（天童中部小学校）
②	10月10日（木）	10:00～11:50	山形県東根市（まなびあテラス）
③	10月11日（金）	10:00～12:00	青森県十和田市（十和田市現代美術館）

4. 面談者

天童市議会 議会事務局 調査係 局長補佐兼調査係長

東根市公益文化施設 総合館長

東根市教育委員会 生涯学習課 課長

東根市教育委員会 生涯学習課 文化振興主査兼係長

東根市議会事務局 議事係長

十和田市 農林商工部 商工観光課 観光施設係 主査

十和田市 議会事務局 主事

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 山形県天童市天童中部小学校について

文科省では、令和型教育の推進という目標のもと、「個別最適な学び」「協働的な学び」という二つの大きな柱を掲げながら、教育施策を推進している。かかる方針を受けて、堺市教育委員会においても同様の柱を掲げながら授業改善に取り組んでいる。

一方通行型の授業からの脱却を意識した授業改善に取り組んでいる教員がいる一方、いまだ多くの教員が知識教授型の授業に終始している現状である。

そのような中、山形県天童市立天童中部小学校は自由進度学習の先駆者として一躍脚光を浴びている。自由進度学習のメリットは様々指摘されているが、その一方、自由進度学習を実践するための課題も容易に想像できる。具体的には、自由進度学習を実践するためには、指導計画の策定や学習の見通しを児童生徒に示すなど、これまでの授業スタイルとは異なる角度での事前準備が求められる。また、学習が得意な児童や苦手の児童、また配慮を要する児童など一つの教室内には多くの事情を抱える

このことは、教員に新たな負担を課すこととなるが、その点、教員の負担軽減をいかに図っているのか、自由進度学習導入後の教室の姿や自由進度学習導入後の学校の変化について調査するため視察を実施したものである。

(2) 山形県東根市まなびあテラスについて

今年度、美術館施設の視察にあたっては、同一の問題意識を踏まえ実施していることから、以下、令和6年6月28日出張報告書を一部抜粋することとする。

堺市には1980年に開館した堺市博物館やアルフォンス・ミュシャ館など、堺市に歴史・文化を発信する施設が存在している。

しかしながら、堺市博物館は、1980年の開館から45年近くが経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。また、特別展・企画展を開催する専用の展示室がなく、特別展等の開催時は堺の通史を示している常設展示を一時撤去しなければならない、など展示に十分なスペースを割けない状況となっている。

一方、堺市が有するアルフォンス・ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクション（所蔵作品）の収蔵施設が分散している。

かかる課題の解決に向けて、堺市は令和6年1月『（仮称）堺ミュージアム構想』を公表した。本構想の目的は、『先人から受け継いだ堺の類まれな歴史文化を発信し、未来へ継承する』『アルフォンス・ミュシャ作品をはじめ、本市のコレクションや文化財を集約して、保管・展示する』にある。かかる目的を達成するためのコンセプトとして、『歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる施設』を掲げている。

具体的には、

継承：近年の気候変動にも対応する万全の収蔵品の保存。

堺にゆかりある国宝や重要文化財の公開に適した展示・保存環境。

古墳時代と中世を核とする、学芸員による調査・研究に基づいた魅力ある展示。

発信：独立した特別・企画展示室で魅力ある展示を行うとともに、堺の歴史ストーリー

一を発信する常設展示室を充実。

調査・研究・展示成果から分かった歴史文化資源の価値を国内外へ情報発信。
世界に誇るアルフォンス・ミュシャ作品やヒストリックカーの魅力発信を強化。

連携：地域の多様な主体や市外のゆかりある都市、博物館・美術館、大学等との連携強化。

の取組を挙げている。

現在明らかとなっている（仮称）堺ミュージアム構想について、候補地は旧大阪女子大跡地となっているが、資金調達方法、運営手法等詳細は未定となっており、これらも踏まえた基本策定は、令和6年度に実施する予定である。

ところで、ミュージアム構想に美術館機能を織り込むものとなっているが、そもそも堺市には美術館機能を有する施設は存在しないことから、美術館の運営ノウハウは有していない。そこで、「どのようにして美術館の運営ノウハウを身につけるのか（モニタリング能力の育成含）」「誘客、まちづくりに資する施設とするための立地はどうあるべきなのか」「民間活用した運営が行われている当該施設の現状や課題」等の観点から、まなびあテラスを視察したものである。

（3）青森県十和田市 十和田市現代美術館について

（2）山形県東根市まなびあテラスについて、に記載と同趣旨の目的で視察を実施したため割愛する。

2. 山形県天童市天童中部小学校について

（1）自由進度学習実施のきっかけ

天童中部小学校では、令和4年度からの3年間、天童市教育委員会より「自立した子供を育てる指導のあり方」についての研究委嘱を受け、研究主題「学び続ける子供の育成～子供理解に基づくアプローチ～」を通して、日々実践を積み重ね、研究を進めてきた。全ての子供が自立した学習者として育つには、令和3年に中教審答申で提言された、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指すことが重要であり、何よりも「指導の個別化」と「学習の個性化」からなる「個別最適な学び」の充実が不可欠であるとの考えにある。天童中部小学校がこれまで一貫して大切にしてきた、子供と学習内容に関する深い「理解」と、教師の敷いたレールに乗せるのではなく、子供たちの文脈に沿って授業を展開する「覚悟」を土台とし、多様な学習方法・教材・学習時間・単元計画等を構想・準備し、全ての子供たちが「自分らしく、楽しく学べる」「自分の好きや得意を生かして学べる」ことを大事にして実践してきた。

視察当日、公開研究会には天童市教育委員会から11名、天童市立小中学校校長15名、北海道から沖縄までの都道府県から483名、天童市内から158名もの教員・教育関係者が参加していた。午前中は全クラスのマイプラン学習（単元内自由進度学習）を見学し、午後からは各学年公開授業の対象となっていた「仲間と教師が創る授業」を見学

した。

(2) 目指す姿

「今も未来も幸せにくらすことができる子どもを育む」をテーマに、「子供がする（学習者主体の）授業」、最終的には、教師がいないところで学びあうことを支援することを目標に自由進度学習に取り組んでいる。

自由進度学習の実施にあたって、教師には『理解』と『覚悟』が求められている。「内容理解」と『子供理解』を合わせたものが教材研究であり、学習内容に期通し、ねらいや内容に関わる子供理解を深めることが必要不可欠である。このような教材研究の充実が「理解」である。「内容理解」が無ければ有能な学び手である子供の発言や行動を理解し、価値づけることはできない。そのため、「理解」を土台にし、子供の発言や行動全てに意味があると捉え、子供たちの学びの文脈に沿って授業を創る。これが「個」である。

「覚悟」を具体的な教師の姿で述べるとそのようなことがある。「マイプラン学習」であれば、単のねらいにそって教材を作成し、子供が自分で用意された環境（ワークシートや掲示、ヒント動画など）に関わり学習できると信じ、待つことである。また「フリースタイルプロジェクト」では、子供の学びの過程にどのような意味があるか見取り、価値付けることである。このような「理解」にもとづく一つひとつの教師の行動に「覚悟」が必要であり、「理解」と「覚悟」にもとづいた教師の仕事が「教師の出』になる。「教師の出』は、多様でありマニュアル的なものは無い。教師一人ひとりが自律的に考え、どんな「教師の出』が必要なのか考えることが肝要である。

「仲間と教師が創る授業」（いわゆる普通の授業）が総時数の8割程度、「フリースタイルプロジェクト」「マイプラン学習」「自学・自習」が2割程度である。特徴的な授業は2割程度であるが、この2割が充実することで子供は自由に学ぶ機会を保障される。そうすることで、自分で計画を立てる力や試行錯誤する力がついてきている。

(3) 特徴的な3つの授業スタイル

①フリースタイルプロジェクト（個人総合）

～学習のねらい～

子供が学習内容と学習方法を決定する中部小学校で1番自由度の高い学習である。

フリースタイルプロジェクトのねらいは、「自分の興味・関心を生かして、学ぶ内容や学び方、学びの計画を自分で決めて学ぶことができる。」「実践する中で学習の面白さを感じ、結果として遊成感・成就感を味わい、自分の「得意」を見つけることができる。」ことにある。

フリースタイルプロジェクトの概要は、学習指導要領で示されている資質・能力の実現に向けて、「個別最適な学び」と「働的な学び」という観点で学習活動の方向性を捉えている。フリースタイルプロジェクトは、「個別最適な学び」について難理さ

れた「若導の個別化」と「学習の個性化」の特に後者を念頭に置いた学習である。子供たちは、教科の枠を超えて、自分の興味・関心に沿って自由に学習テーマを決め、学習の内容・方法・場所等を自分で計画を立てて学習していく。（学習テーマは基本的に自由である。「自由進度学習における発展学習の延長」「教科学習の延長」等も考えられる。）これまで教師が主導することも多かった「学習内容」「学習方法」等を全て子供に返す子供主体の学習である。

※今年度はこうした活動を、子供達が話し合ったことを受け「フリースタイルプロジェクト」と呼んでいる。4年生以上の学年で取り組み、時数は総合的な学習の時間から20時間程度とする。発表会は3年生以上を対象とする。

～基本的な考え方～

<学習テーマの決定>

○日記等を通して、子供から提案を受け付ける。内容に応じて相談にのったり指導したりする。学習テーマの作成については次のことに留意する。

- 基本的に個人で取り組む活動であること。
- 短時間で簡単にできてしまうものではなく、学び甲斐があるテーマであること。
- 材料などが必要な場合は、学校にあるものを除いて基本的に個人で準備すること。
- テーマは具体的に設定し、ねらいをはっきりすること。（下線部が重要）

植物の光合成を説明する模型作り

パティシエ〇〇さんを満足させるパイ作り

全く新しいエコ・バック作り

バスケットボールで、いつでも3ポイントシュートを決める技術の習得

ピアノで「エジソン」を演奏し、クラスみんなに聞いてもらう

3分以上飛び続ける模型飛行機作り など。

～学習活動の実行～

フリースタイルプロジェクトの時間になったら、計画表や必要な道具類を持ち活動場所へ移動し、自分の計画に沿って個人で学習活動を進める。基本的に学習については個人に計画によるが、より質の高い学習になるために、学習内容や学習時間、学習者に応じて、助言や支援をする必要もある。粘り強く取り組む中で自分の学習を調整できる姿を求めていく。安易な達成度で満足することなく、子供たちが目的意識をもって追究し続け、達成感・成就感を味わうことができよう配慮していくことも大切にする。

～学習活動の振り返り～

学習活動の最後に、10分程度を振り返りの時間を設定する。振り返りを通して、学習活動の達成感・成就感を確かめる。また、時の学習計画についても見直しを行う。その際、時にすぐに活動に入れるような具体的な計画になっていることに留意するように

し、計画力を高める。振り返りカードは、自教室に持ち帰り担任が回収し朱を入れる。

～指導体制～

○子供は様々な場所で、多様な学習活動を展開する。そのため、4年生以上の学級担任＋α（必要に応じて）で、場所ごとに担当者を決めて指導に当たる。

○指導者は子供の姿も見取りつつ、自分の課題に取り組むことも必要である。指導者が楽しく取り組む姿は、子供にとっての好ましい学習環境の一つになり得ると考えられる。

○教員間で指導体制を相談し、子供の学びの姿を見取れるように時間を確保していく。

②マイプラン学習（単元内自由進度学習）

～学習のねらい～

教科のねらいを達成するだけでなく、自分で計画を立て、学習の仕方を工夫しながら一人一人が自律的に学ぶ力を高め、学ぶことの喜びを感じることでできる子供を育てる。

～方法～

この学習は、「子供主体の学び方」を身につけるための手段の1つと捉える。ここでいう、子供主体の学び方とは、学習のねらいは共通しているが、自分の意思・判断によって、自らの学習を組み立て計画し、進めて行く学び方のことである。さらに言えば、自分の行動を他人に委ねず、失敗や停滞を経つつも自らそれを克服し、自律的に自分の課題を解決できるような資質・能力を伸ばすことをねらう。

原則として、学期ごと2教科以上のマイプラン学習、1年生の1学期の実施は学年に委ねる。

～基本的な流れ～

マイプラン学習の大きな流れは、1)「ガイダンス」2)「計画」3)「追究」4)「ふり返し」と4つの段階がある。

1) ガイダンス

ガイダンス用のプリントなどを利用し、子供が単元全体の目標や流れなどの見通しをもたせたり、単元全体の学習課題をつかませたりする。また、発展学習の紹介なども行い単元への意欲化を図る。

2) 計画

「学習の手引き」を参考にしながら、「計画表」に各自記入していく。学習カードを見せながら計画を立てることで、自分なりに時間配分を考えて計画することも可能である。

3) 追究

学習カードを使用し、原則一人で学習を進めていく。子供同士の相談や教え合いを認めないわけではない。しかしながら自律した学習の姿を目指していく。自分の実施状況や自分の意思・判断で学習プランを適宜変更し、学びを深めていく。予め設定した学習の到達ラインまでは、全員が進むようにする。到達ラインを通過した子供のため、発展学習を準備する。

※目指す姿は、ただ教師が準備プリントを自分のペースでこなす姿ではないということを確認したい。学習を進めていく中で、『新たな問いをもつ姿』『新たな問いを自分なりの計画方法で追究する姿』『学んだことを生かす場面を見いだす姿』・・・このような袋こそ、いわゆる個別最適な学びに素がると考えている。

4) ふり返り

学級または、学年全体で学習内容の確認や、学習の成果を全体で共有する。（よりよいまとめの仕方は今後さらに研究を深めていく必要がある。）最後に、単元全体の自分の学習についてふり返り、自律的な学びの姿について自己評価する（メタ認知）。

※ここで示された「基本的な流れ」も大切であるが、形よりもこの学習方法に込められた思いを重視し、意味を見失わないようにしていくことが肝要である。学年でアレンジを加えながら、目指す子供の姿に迫っていく。

③自学・自習

～学習のねらい～

教師がいない中でも、子供たちだけで授業を創ることのできる子供を育てる。また、子供たちの学習の自己調整力を鍛え、自分たちだけで学ぶこと（学び合い）ができる有能感や満足感を感じさせる。

～方法～

子供たちだけで学び合う場면을意図的・計画的に組み入れていく。基本的には担任の授業後に同様の見方や考え方を生かせる場面や導入時などが効果的であると考えているがその限りではない。いわゆる「答え合わせ」が中心になることのないよう、どのような場面が適切かこれからも研究していく必要がある。また、学習終了後に教師と共に板書や動画を見て、良かった点や改善点などをふり返るとよい。また、教師がいる中で自学・自習を行うこともある。この場合も全て子供に任せて最後に教師とともに学習をふり返る。ふり返る時には、例えば子供に学習をして困ったところを聞くなど、みんなで（担任も）一緒に考えていこうという姿勢が大切である。さらに言えば、子供に任せておくということではなく、いわゆる普通の授業における教師の役割を改めて考える視点にしていく。

※マイプラン学習・自学・自習・仲間と教師が創る学習を通して、1 個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、学び続ける子供の育成に繋げていく

(4) カリキュラムマネジメントについて

カリキュラムマネジメントについては、前年度に教育課程編成会議を行い、育成を目指す資質・能力を明確にし、共有しやすいように表に整理している。この育成を目指す資質・能力をもとにし、各学年の担任団で重点的に行う教師の手立てや支援を話し合う。ここからさらに各担任は、自分のクラスの子供をどのように育てたいのか「学習ビジョン表」を作成することになる。この「学習ビジョン表」には、「総合的な学習の時間」「校外学習などの外部リソース」「マイプラン学習」を計画的に位置付けている。「マイプラン学習」は年3回（1年生については年2回）実施しており、年度初めに実施単を学年団で相談し、決定している。

学習ビジョン表は学期ごとに見直しを図り、年度末には「来年度もう1度同じ学年をもつとしたら」という視点で改善を行っている。

3. 山形県東根市『まなびあテラス』について

(1) 山形県東根市の概要

山形県東根市の市制施行は昭和33年11月3日。人口・世帯数は令和6年4月1日現在47,503人、18,633世帯。市域面積は206.94km²。

山形県の中央部、村山盆地に位置し、東は仙台市、南は山形市・天童市に隣接した温泉のある自然豊かな田園都市。また、国道13号・48号・287号が通り、山形新幹線さくらんぼ東根駅や山形空港が所在するなど県内交通の要衝にあり、先端技術産業が集積する産業都市でもある。さくらんぼ生産量は日本一。

(2) まなびあテラスの概要

東根市公益文化施設「まなびあテラス」は、市民や地域を支える情報拠点としての図書館、市民利用のギャラリーを基本とした芸術文化の活動拠点としての美術館、活力ある団体活動の情報拠点としての市民活動支援センターからなる複合施設である。

【集い、学び、創造する情報と芸術文化の交流拠点】を基本理念に、それぞれの機能が互いに融合し相乗効果を発揮することで、時代のニーズに対応できる施設を目指しす。東根市民が気軽に訪れ、楽しみながら知的好奇心が刺激される場所として、香り高い文化のまちづくりに貢献していく。

まなびあテラスの名称は、情報・芸術・文化活動等から様々なことを「学び」、人々が成長し、幅広い知識や豊かな感性を身につけられる施設になってほしいという想いを表している。「テラス」はたくさんの人が集い交流する場所。ここでの学びが自身を輝かせ、このまちの、そしてみんなの未来を明るく「照らす」ことを意味している。遊びの理想郷「ひがしねあそびあランド」と対にすることで、それぞれの施設の目的や特色を出している。ロゴマークのコンセプトさまざまなことに刺激を受け、頭と心がモコモコと動き、ふくらんでいく「文化の大樹」。市民みんなで育てるこの木の下に多くの人々が集い、学び、楽しむことをイメージしている。6つのふくらみは「芸術」「情報」「交流」「創造」「学び」「憩い」を表している。

平成28年11月3日開館、現在8年目を迎える。来館者数は令和6年3月末現在1,975,980人。延床面積は4401.18㎡（1F 4262.28㎡、2F 138.90㎡）。鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造2階建て。整備手法はPFI方式（BT0方式）を活用。事業期間は平成26年9月24日～令和18年10月31日。事業費は6,554,837,700円（うち施設整備相当分3,452,414,749円）。

施設機能として、図書館（所蔵能力20万冊⇒開架10万冊、閉架10万冊。令和6年3月末時点で約18万冊）、美術館（市民ギャラリー約400㎡、特別展示室約200㎡、アトリエ）、市民活動支援センター（情報ラウンジ、プリント工房、講座室）、その他（カフェ、メディア&アートショップ）、都市公園（交流広場、読書広場、芝生広場）からなる。

（3）施設等の主な特徴

○施設

隣接して整備した都市公園の豊かな緑と開放感のあるガラス張りのエントランス

○図書館

ティーンズコーナーの充実

自動貸出機、自動返却機、IC予約本受け取り棚、電子書籍、読書手帳、24時間受取BOX

併設のカフェと図書館内でつながっている。コーヒーなど蓋つきの飲み物OK

40席の学習室と10席のPC学習室

○美術館

市民作品の展示（4分割可）から、一流芸術作品の全国巡回展まで幅広いグレードに対応

絵画や彫刻などのファインアートから、空間芸術やデジタル作品などの現代アートまで幅広いジャンルに対応

アトリエを備え、創作活動の場を提供

ワークショップなどの市民参加型企画の開催多数

※美術館の詳細

開館時間 ⇒ 市民ギャラリー・特別展示室 9:00～18:00

アトリエ 9:00～21:30

休館日 ⇒ 毎月第2、第4月曜日（ただし月曜が祝日の場合は開館し、翌平日休館）、年末年始（12月29日～1月3日）

特別展示室

まなびあテラスが主催または企画した展覧会を開催。

国内外の多彩な美術巡回展や東根市が所蔵する作品の展覧会などを催す。

アトリエ

卓上糸のこ盤、手ろくろ、電気窯などを備えた16席の制作スペースからなる。ワー

クシヨップや講座も可能。

市民ギャラリー

誰でも利用できるギャラリースペース。400㎡の空間は、可動間仕切り壁により、長大4つの空間に区切って使用できる。天井の高さは3.3m、4.4mと二段あり、可動展示パネルで空間をレイアウトできる。

すべての壁面にはピクチャーレールが備え付けられている。また、最大200席の講演会にも対応できるよう、ギャラリーA・Bは200インチの電動スクリーンや音響設備を備えている。

○市民活動支援センター

市民活動支援センターは、さまざまな分野で活動している人たち、これから活動したいという人たちを、分野や領域を超えて支援する拠点施設である。市民活動に関する相談やコーディネートを行う支援窓口、各種情報の収集・発信や交流を促す情報ラウンジ、研修・講演などに最適な講座室、団体の広報誌やイベントのちらしを作るためのプリント工房から構成されている。

また、登録団体制度を設け、東根市内の団体の更なる広がりを後押ししている。登録された団体は、貸しロッカーやメールボックスを利用できるほか、ホームページへの団体情報掲載による広報・PRなど、さまざまな特典を受けることができる。

○都市公園

都市公園には3つのエリアがあり、それぞれ屋内施設の機能と近接して、学びと憩いの空間が広がる。メインエントランスへのアプローチとして多くの人々が行きかう交流広場。思い思いの場所で本を開くことができる読書広場。児童書コーナーの目の前には、のびのび過ごせる芝生広場。まなびあテラスの屋外展示広場とつながり、イベントやワークショップの場としても活躍する。

～ブルーランジェリーカフェ～Oitti Marcian～

「Oitti」は「おいしい」からの造語。朝9時から焼きたてパンや作りたてのサンド、コーヒーを提供し、イタリアンのランチとディナーも楽しむことができる。図書館ブラウジングコーナー直結のカウンターは、ドリンクのテイクアウトに対応。蓋つきの飲みものなら図書館へ持ち込むことができる。夜はワインやビールも提供される。ときには店内を会場に図書館のイベントがおこなわれたり、美術館の企画にちなんだ限定メニューも登場する。

(4) PFI方式(BTO方式)を巡る議論

市として初めて導入した経緯としては、公共施設の建替が市内で複数計画されており、コスト削減が必要であったためPFIの活用を決定した。

まなびあテラスを整備した目的は、市民への公益文化施設等の提供であり、当時の先行 PFI 事例や市の現状を考慮し、市の財政負担の削減のため、BTO 方式サービス購入型を適用した。

※BTO 方式（民間が施設建設、施設完成後に公共に所有権移転、民間事業者が維持管理及び運営）

PFI 方式導入の効果としては、運営企業、維持管理企業が設計段階から参画できるため、効果的・効率的な運営や維持管理を考慮した施設づくりが可能となること、要求内容以上のものが事業者から提案されるため、サービスの向上が期待できること、性能発注のため、施設の構造や材料、維持管理の方法など自由設計から運営までトータルでの契約のため、事業費の削減につながったこと、図書館は、開館日数・時間が長いことに加え、民間事業者より IC 予約図書受取棚や電子書籍の導入等、要求水準書以上の提案があり、利用者にとって利便性の高い施設となったこと、が挙げられる。

一方、PFI 方式導入のデメリットであるが、契約までの事務手続きが煩雑で時間と労力がかかり、専門的な担当部署・人員を確保しないと対応が難しい点が挙げられる。

PFI 契約終了後の運営手法の検討については、事業期間は約 20 年間の契約になっており、現在 8 年目であるため、契約終了後の検討まで至っていない。また、現在、管理運営業務を SPC（メディアゲートひがしね）に委託しており、毎月 1 回連絡部会にて、情報交換や問題解決の検討を行っている。今後も地域の各協力団体との連携のもと、まなびあテラスならではのより魅力ある充実したサービス・事業を展開していきたいと考えている、とのことであった。

（5）受賞歴

①2016 年照明普及賞

一般社団法人照明学会が主催する、その年に竣工した優秀な照明施設を表彰するもの。施設から漏れる光が、まちの夜景をシンボリックに演出する設計となっている点などが評価された。

②平成 29 年度 地域づくりのやまがた景観賞

山形経済同友会が実施する「地域づくりのやまがた景観賞」において、「山形経済同友会賞」受賞。従来の概念にとらわれない新たな取り組みや地域の人と共に創り上げる活動などが評価された。

③平成 31 年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰

文部科学省が読書活動の推進に資するため、優れた取組を行っている図書館等を表彰し、子どもの読書活動についての理解と関心を深めるもの。子どもを対象にした「おはなし会」をはじめ、図書館体験ツアーなど多彩な取り組みが評価された。

4. 青森県十和田市『十和田市現代美術館』について

（1）青森県十和田市の概要

青森県十和田市は青森県の南東部に位置し、青森市・弘前市・八戸市からもアクセス

ができるほか、秋田県や岩手県の旅行商品とも併せやすい場所にある。国立公園である十和田八幡平国立公園をはじめ、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖および奥入瀬溪流」などの大自然があり、四季折々の自然を間近に体感でき、毎年国内外から多くの観光客が訪れている。また、市街地地区にある「十和田市現代美術館」は国内外で活躍するアーティストの作品を多数展示し、若い層や外国人観光客に人気のある観光施設となっている。面積は 725.65 km²、人口は 57,590 人（令和 6 年 8 月末現在）。十和田市では、十和田市の中心市街地に位置する長さおよそ 1.1 km の官庁街通り（昭和 61 年に日本の道・100 選に選ばれた、十和田市のシンボルロード）全体を美術館と見立て、現代美術館・アート作品・アートプログラムの三つの要素からなるまちづくりのためのプロジェクトである『Arts Towada』を実施している。

（2）Arts Towada の概要

平成 13 年頃、国の出先機関の統廃合や合同庁舎の新設が行われた結果、空き地の増加や郊外化が進み中心市街地の空洞化が顕著となったことから、かかる状況を打開するべく、官庁街通り全体を美術館と見立てたオンリーワンのまちづくりを推進する必要性が生まれ、Arts Towada プロジェクトが開始された。将来都市像に「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」を掲げ、「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と思える魅力あふれるまちの創出を目指す。

現代美術館では、現代アートを活用し、市民活動・市民文化・地域経済の活性化を図るため、一つの基本理念と三つの活動理念を掲げ、感動と創造の原動力である Arts Towada プロジェクトを推進している。

活動理念として、①感動を呼ぶアートの体験や情報を提供し、現代アートの息吹を伝えけるとともに、参加型イベント等まちと一体となった事業展開により、市民活動を活発にする、②アートに根差した地域づくりに取り組み、開拓と都市創造の歴史を未来につなぐとともに、国際的な展覧会やイベントを実施し諸外国との交流を促し、市民文化を高める、③観光資源としての質の高い施設経営を行い、広く国内外からの集客を図るとともに、豊かな自然環境や地域資源を活かしたアート／デザインの普及により、創造的産業振興を図り、地域経済を豊かにする、の三点を掲げている。

（3）十和田市現代美術館の概要

国内外で活躍する作家（アーティスト）による建築や空間と一体となったコミッションワーク（依頼制作による恒久設置のアート作品）を作品展示している。展示室に限らず、中庭、屋上、階段室など敷地内のあらゆる空間で多様なアート作品が展開されている。開館当初、21 作家 24 作品の展示数であったが、現在、36 作家 41 作品にのぼる。

敷地面積 4,358.46 m²、建築面積 1,635.73 m²、延床面積 2,078.38 m²、鉄骨造の建物である。

建設費の内訳は、美術館 15 億 2,700 万円（土地購入費 1 億 9,700 万円、建設工事 8 億 800 万円、アート作品 5 億円、備品購入費 2,200 万円）、アート広場・ストリートファ

ニチャー 7 億 3,500 万円（土地購入費 1 億 4,100 万円、整備工事 1 億 200 万円、アート作品 4 億 9,200 万円）、調査設計・ソフト事業 1 億 8,800 万円、美術館増築費 1 億 8,600 万円（実施設計費 800 万円、工事監理費 500 万円、建設工事費 8,000 万円、アート作品 9,300 万円）。

施設内では、展示室ごとに一つのアート作品が展示され、「アート作品のための家」を一つ一つ訪れるようにそれぞれの展示室が独立した作りとなっている。

展示室と展示室の間には、中庭やイベントスペースといった野外空間を設け、敷地全体に解放感と透明性をもたらす。美術館には、企画展示室や休憩スペース、市民活動スペースなど、地域の人々の芸術文化活動を支援する機能を併せ持った施設となっている。

美術館周辺の三つの大きな空間に、アートが満ち溢れた広場を整備し、世界を舞台に活躍する草間彌生をはじめ国際色豊かな 6 組のアーティストによる体験型の大型作品が展示されている。また、官庁街通りの歩道には、4 組のアーティストによるストリートファニチャーを設置し、より魅力あるアートの道を創出している。訪れた人々が官庁街通りを楽しみながら歩き、交流し、通りからまち全体への流れを生み出す仕掛けとなっている。

（４）沿革

- 2001 年 市役所企画調整課（当時）で「野外芸術文化ゾーン構想」の検討開始
- 2002 年 12 月 ナンジョウアンドアソシエイツに官庁街通り活用基礎調査を業務委託
- 2004 年 8 月 野外芸術文化ゾーン専門家委員会（委員 8 名）を組織し、基本計画素案を検討
- 2004 年 8 月 基本計画素案についてプロジェクトアドバイザー（17 名）から意見聴取
- 2005 年 3 月 野外芸術文化ゾーン基本計画策定
- 2005 年 5 月 プロポーザル方式により、設計者を西沢立衛建築設計事務所に決定
- 2005 年 9 月 作品選定のため「アート作品検討委員会」を設置（委員 5 名）
- 2006 年 3 月 （仮称）アートセンター建設用地を取得
- 2006 年 7 月 （仮称）アートセンター建築工事に着手
- 2007 年 2 月 （仮称）アートセンターの名称を「十和田市現代美術館」と決定
- 2007 年 7 月 十和田市現代美術館アート工事及び外構工事に着手
- 2008 年 3 月 アート作品検討委員会でアート広場の設置作品を決定
- 2008 年 4 月 26 日 十和田市現代美術館開館
- 2008 年 7 月 アート広場整備工事に着手
- 2008 年 現代美術館運営委員会でアウトリートファニチャーの設置作品を決定
- 2009 年 7 月 ストリートファニチャー整備工事に着手
- 2010 年 4 月 24 日 Arts Towada グランドオープン
- 2014 年 8 月 23 日 入館者 100 万人突破

2018 年 4 月 7 日 入館者 150 万人突破

2020 年 4 月 24 日 Arts Towada グランドオープン 10 周年

2020 年 11 月 18 日 文化庁・文化観光推進法に基づく「文化観光拠点」に認定

2022 年 8 月 19 日 入館者 200 万人突破

(5) アートによるまちづくりの効果

現代美術館の入館者数は年間平均 15 万人（うち県外客は 84%）、市内で食事をする人は 84%（うち美術館周辺は 73%）、宿泊日数は 1 泊以上 83%（内市内宿泊率は 57%）。

来館者アンケートのうち、「美術館にまた来たい」との声は来館者の 83%に上る。

5. 課題・所感

(1) 山形県天童市天童中部小学校について

自由進度学習は、文科省が推進する協働的な学び・個別最適な学びを体現する授業スタイルであると感じた。自由進度学習は授業全体の 2 割程度ではあるが、残りの 8 割の授業においても、配備されている ICT を文具のように活用する文具論の考え方が浸透していた。

これまでのような型にはめた教育では、個人ニーズの多様化や配慮の必要な子どもが増加する現状においては限界を迎えていることは明らかである。

そのような中、天童中部小学校においては、自由進度学習導入後、不登校児童数はゼロとなり、学校が子供の居場所としての機能を果たしていると評価できる。

当日も、教室の隅や多目的室に設置されている物置スペースに入り込み学習する児童、廊下に机を配置し学びを実践する児童など、多様な学びのスタイルを目の当たりにした。また、細かい部分ではあるが、教員の机は教室内の後ろに配置されており、授業中、教師はあくまでも学びのサポートに徹するという姿勢も垣間見えた。

さて、自由進度学習の実施にあたっては、これまでの授業準備とは異なる手法が求められることから、天童中部小学校ではあわせて教員の働き方改革にも着手した。

具体的には、事前の準備に多くの時間を要する、これまでのスタイルの運動会は廃止、記録会に変更するなどの取組を行い、教員の残業はほぼ発生しないシステムを構築している。放課後、教員は本来業務である授業準備の時間に充てている。当校に赴任する教員は、それまで自由進度学習授業を実施した経験はないが、他の教員とも教材の共有を図るなど十分なサポート体制を構築しながら、数か月をかけて順応していくようである。

このような目に見えるプラスの変化を生み出した一方、課題として、自由進度学習を実施している学校は天童市内で天童中部小学校のみであり、中学校では自由進度学習を取り入れた授業が展開されていないため、小学校間における横の連携、小学校と中学校の縦の連携が十分ではないことが挙げられる。

また、天童中部小学校の授業スタイルに順応した児童が中学校に進学すると、これまでの通常授業（教師から生徒への一方通行授業、知識偏重型授業）へと変化するため、

子供たちの中には戸惑いを抱く者も多いなど、「連携」に一定の課題が認められた。

(2) 山形県東根市『まなびあテラス』について

まなびあテラスでは、県内で唯一の電子図書館を導入するなど先駆的な取組を実施している。

美術館運営ノウハウを有していなかった東根市では、芸術監督（学識経験者）1名を採用し、毎月1回、仕様書・要求水準に照らし合わせてモニタリングを実施している。また、展覧会の開催にあたっては、企画内容についてNHKエンタープライズなどにも相談をしながら開催している。

運営面においては、美術館の壁は移動式となっており、展覧会の規模や配置に応じて仕切りの変更が可能となっている。一方、課題として、美術館の運営は3名のみで対応しており、人件費において十分な予算が確保できていないことが挙げられる。また、PFI契約終了後の運営スキームについても検討が必要ではあるが、いまだ検討には至っていない点なども挙げられる。

(3) 青森県十和田市 十和田市現代美術館について

十和田市現代美術館の開館にあたって、指定管理者制度のメリットを活かした運営を見据え、平成20年度から平成23年度まで市の直営での運営を行い、運営に必要な経費等のデータを収集するなど、入念な準備を実施していた。

美術館は本来、教育委員会が所管する自治体が多いと思うが、十和田市では、誘客施設の目玉として建設した経緯があり、観光部局が所管している。この判断は正しかったと考えており、仮に教育委員会が所管していれば、ここまでの誘客施設とはならなかったと評価できる。

課題としては、現在、指定管理期間は5年間とし、毎回公募を実施しているが、指定管理期間が5年間では民間事業者の投資を十分に促せていない（投資を回収できない）部分もあることから、今後、指定期間そのものを見直す可能性がある。また、訴求ポイントの一つである草間彌生の作品は毎年修繕が必要であり、改修費用の圧迫要因となっている。

さらに、誘客施設としては市外からも多くの来場者があり、一定の成功を収めているが、市外から訪れる観光客の受け皿となる宿泊施設が不足しており、市内消費の増加に十分に繋がられていない点も挙げられる。誘客施設として建設した以上、市内全体で観光客をいかに受け入れるのか、という視点からのアプローチが必要であろう。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10月：『10-2』『10-3』『10-4』

11月：『11-11』『11-12』『11-13』『11-14』『11-15』
『11-16』『11-17』『11-18』『11-19』『11-20』『11-21』
『11-22』『11-23』